

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する 保育事業者検討会

1 日時 平成20年11月17日(月) 13:00~15:00

2 場所 厚生労働省 共用第8会議室

3 議題 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

4 配付資料

資料1 すべての家庭に対する支援の仕組みについて

(第16回少子化対策特別部会資料)

資料2 地域の保育機能の維持向上について

(第17回少子化対策特別部会資料)

資料3 情報公表・第三者評価等について

(第17回少子化対策特別部会資料)

資料4 これまでの議論の項目と保育サービス全体について

(第17回少子化対策特別部会資料)

参考資料1 「生活対策」における出産・子育て支援の拡充について

参考資料2 社会保障国民会議関係資料

参考資料3 少子化対策特別部会委員等からの意見

参考資料4 棕野委員提出資料

参考資料5 全国私立保育園連盟提出資料

参考資料6 全国保育協議会提出資料

参考資料7 日本保育協会提出資料

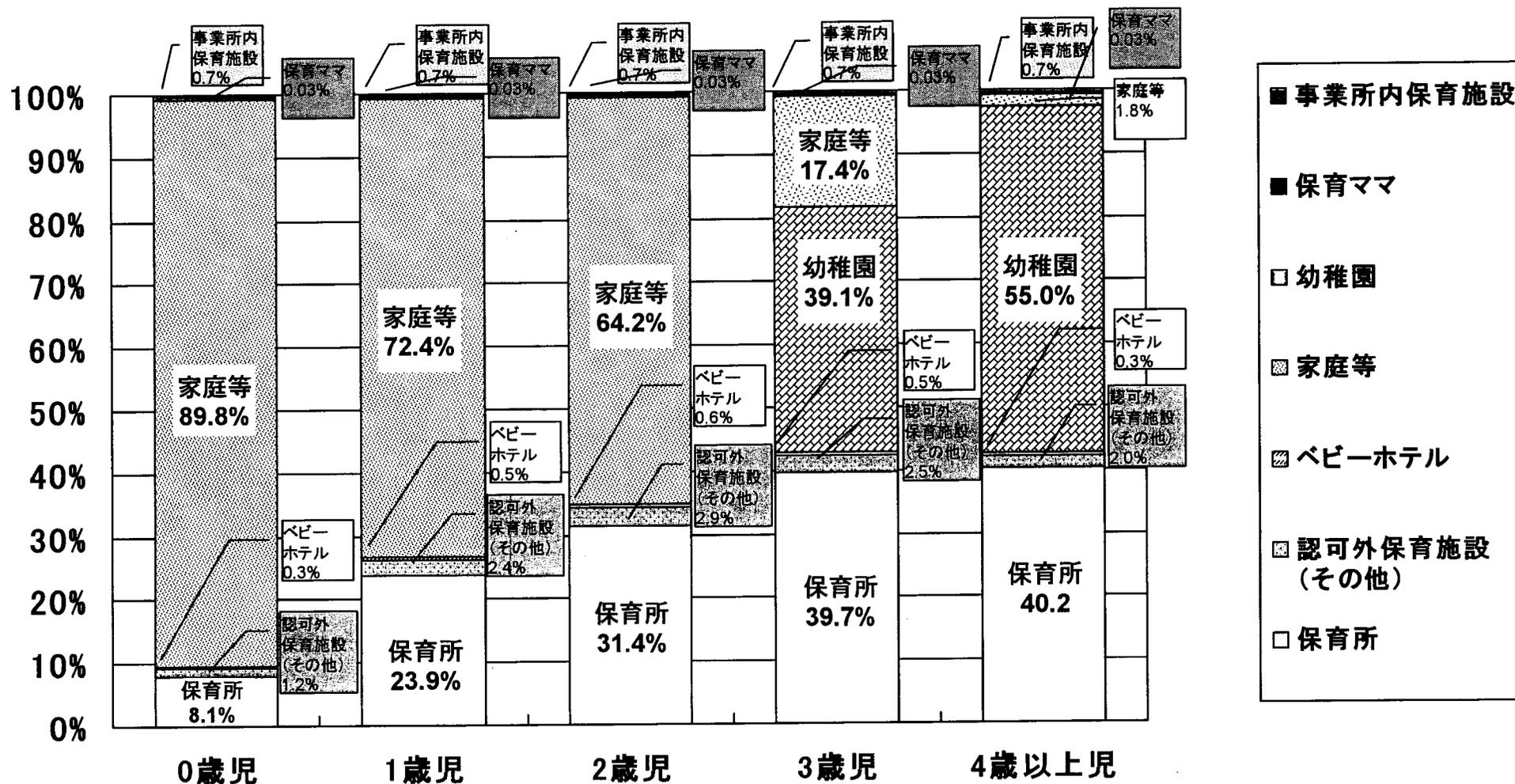
参考資料8 (株)ベネッセスタイルケア提出資料

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	資料1
平成20年11月17日	

すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて

就学前児童が育つ場所

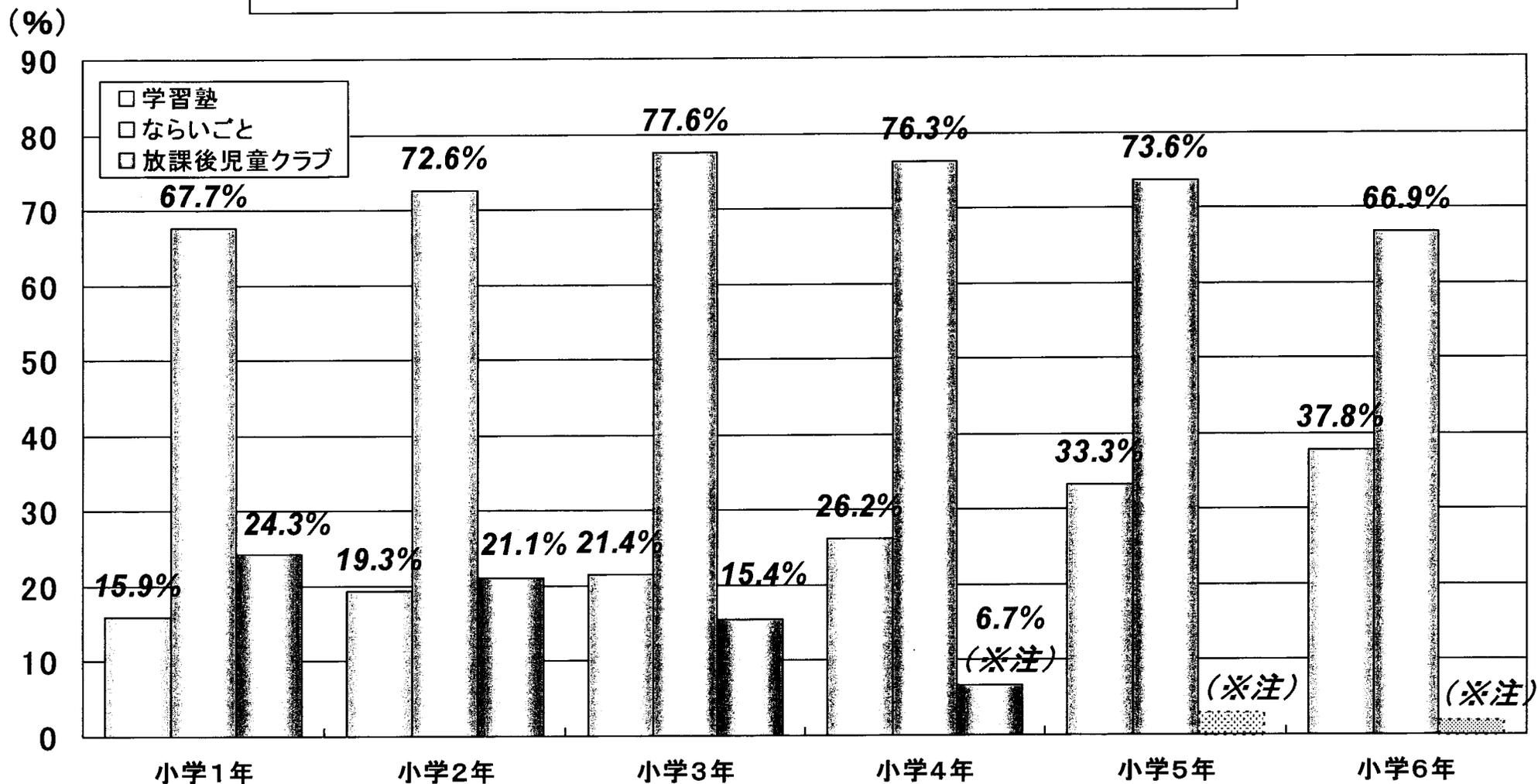
○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢別の入所児童数を按分した数値
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

小学生が学校外で過ごす主な場所等

○小学生が学校外で過ごす主な場所等については、以下のとおり。



資料：各学年別の児童総数：文部科学省「平成20年度学校基本調査速報（平成20年5月1日現在）」（平成20年8月8日）

学習塾・ならいごとに関する児童の割合：文部科学省「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」（平成20年8月8日）

放課後児童クラブ学年別登録児童数：厚生労働省「平成20年5月1日現在 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」（平成20年10月16日）

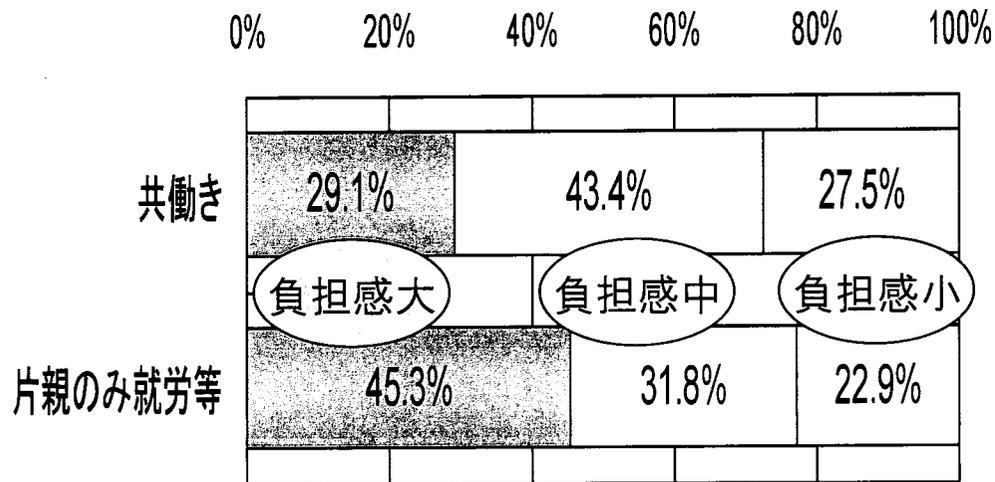
※注：小学4年における放課後児童クラブ登録児童の割合については、小学4年以上他の登録児童数を小学4年の児童数で除した割合。

子育ての負担感

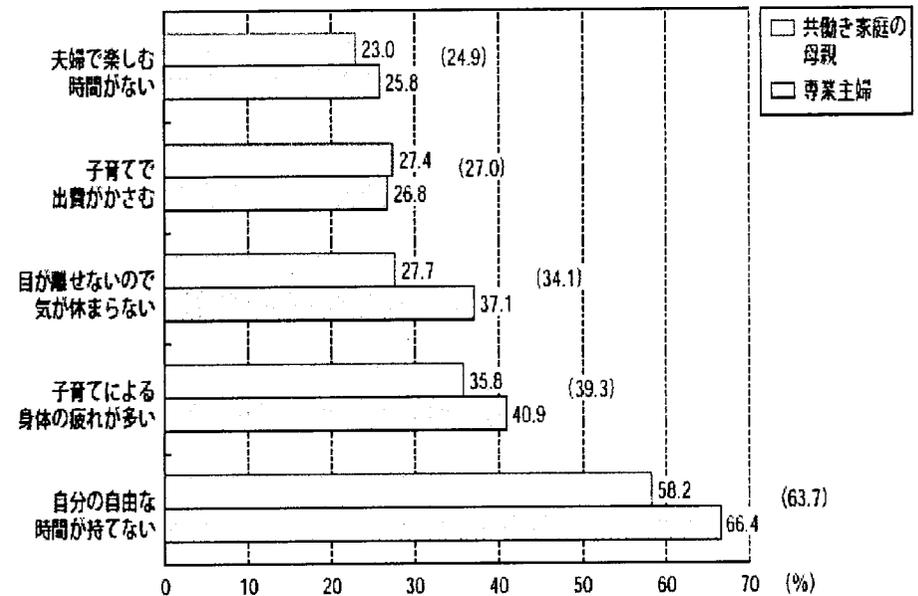
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

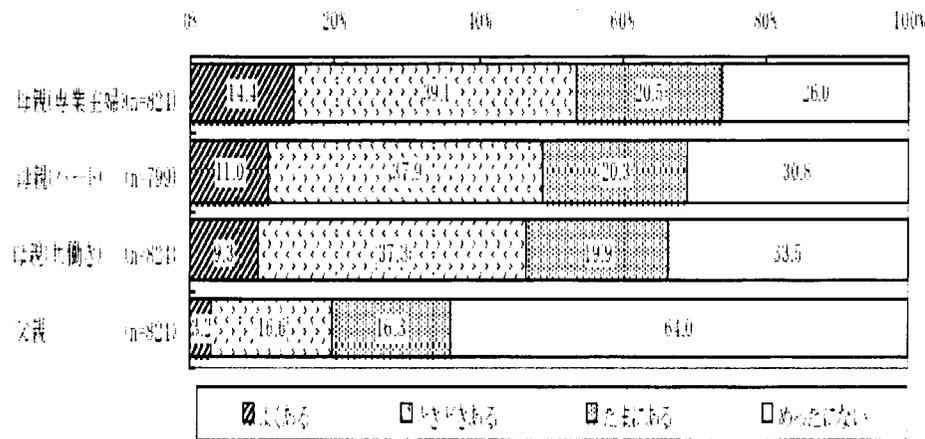


資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
注：()内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

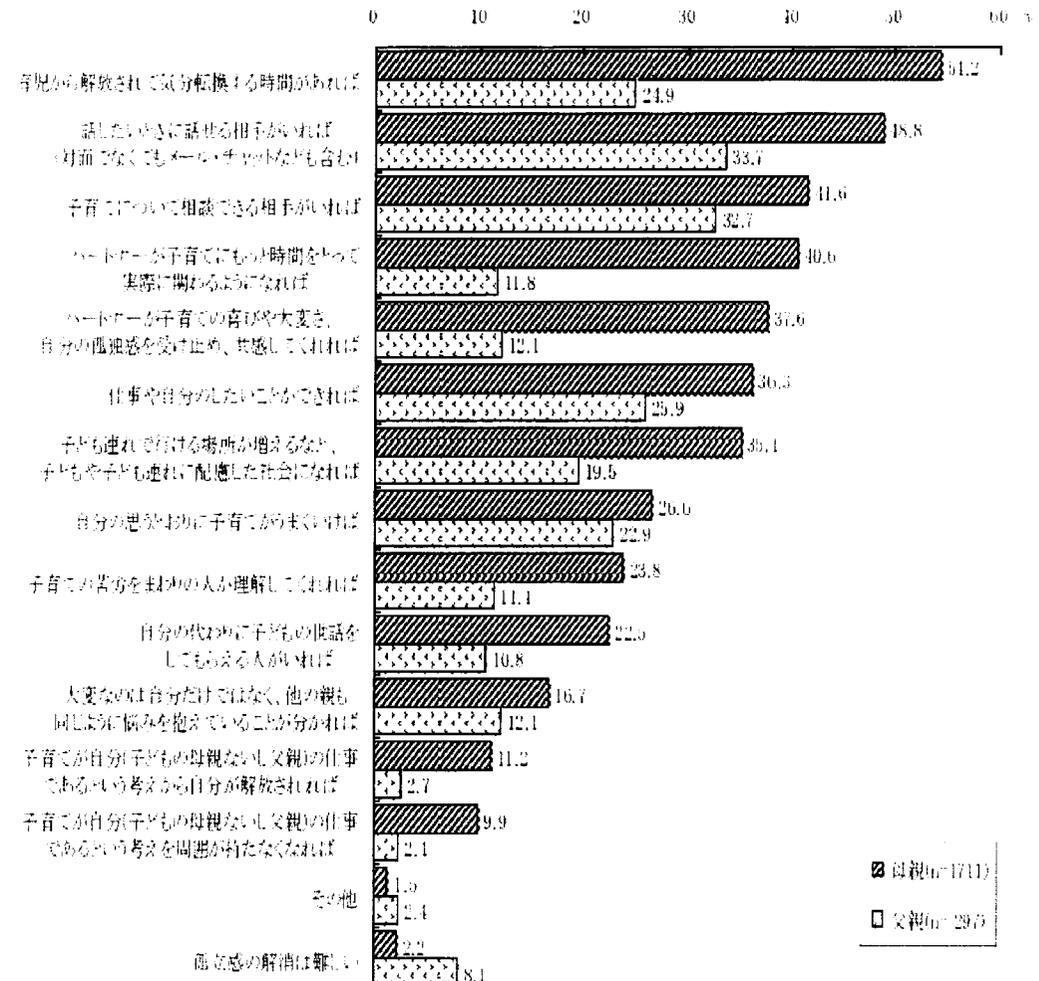
子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じることもあるか

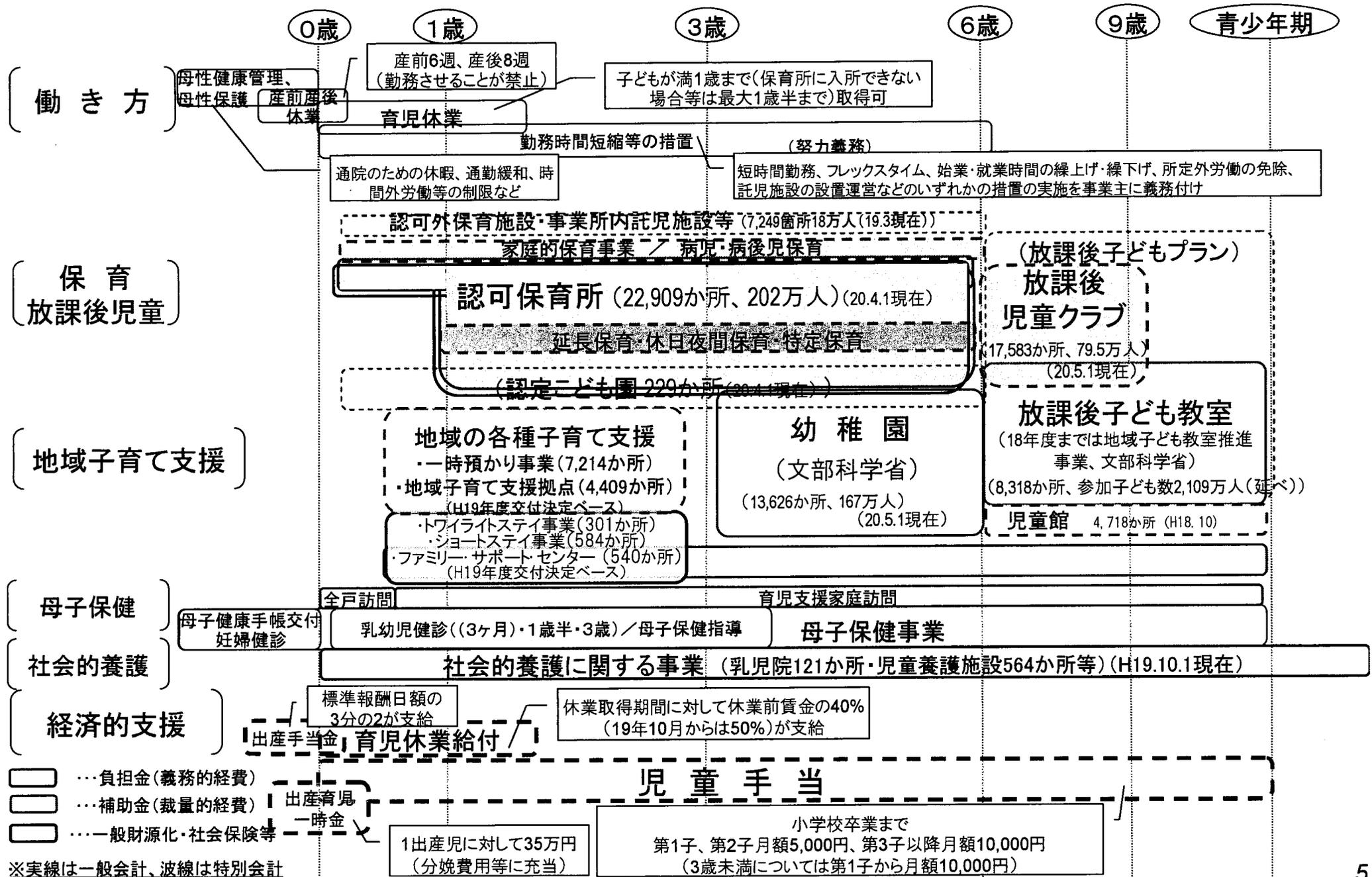


図表 242 孤立感を解消するには



(資料) 財団法人子ども未来財団「平成18年度 子育てに関する意識調査報告書」(平成19年2月)

次世代育成支援に関する制度の現状



各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<p>○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u></p> <p>○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u></p> <p>※ <u>事業毎に一定額が補助される仕組みではない。</u></p>	<p>○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助するもの。</u></p> <p>※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。</p>
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児全戸家庭訪問事業 ・ 養育支援家庭訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイライトステイ) ・ 延長保育促進事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 地域における仕事と生活の調和推進事業 ・ へき地保育所事業 ・ 家庭支援推進保育事業 ・ <u>その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(参考) 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
	<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u> ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 介護予防事業</p> <p>【財源構成】</p> <p>1号 19% 市町村 12.5%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 包括的支援事業・任意事業</p> <p>【財源構成】</p> <p>市町村 20.2% 5%</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u> 具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u> (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)</p>

各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%	
	養育支援事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所	
	支子支援事業	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所	

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況①

(平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」)

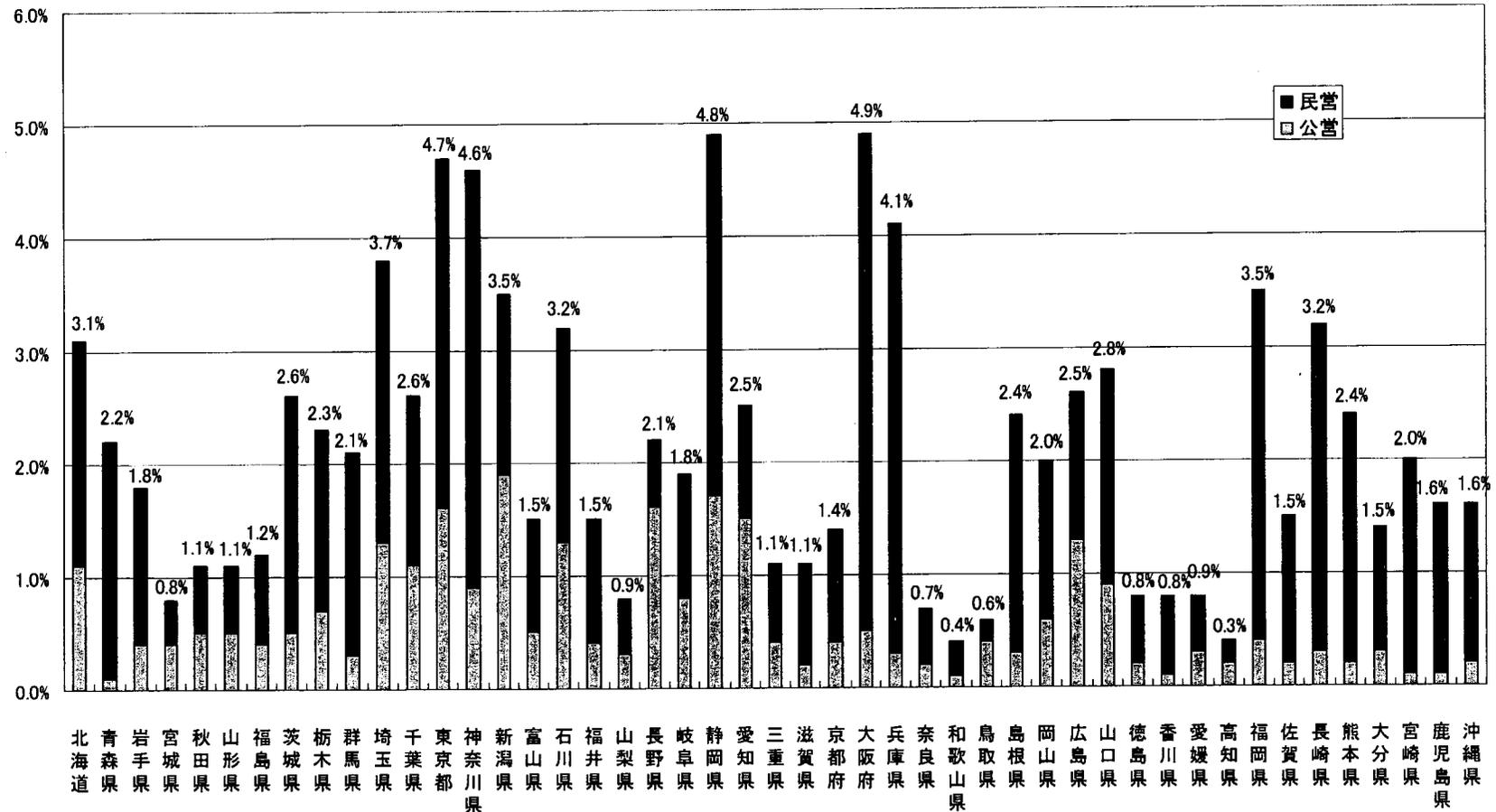
	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース

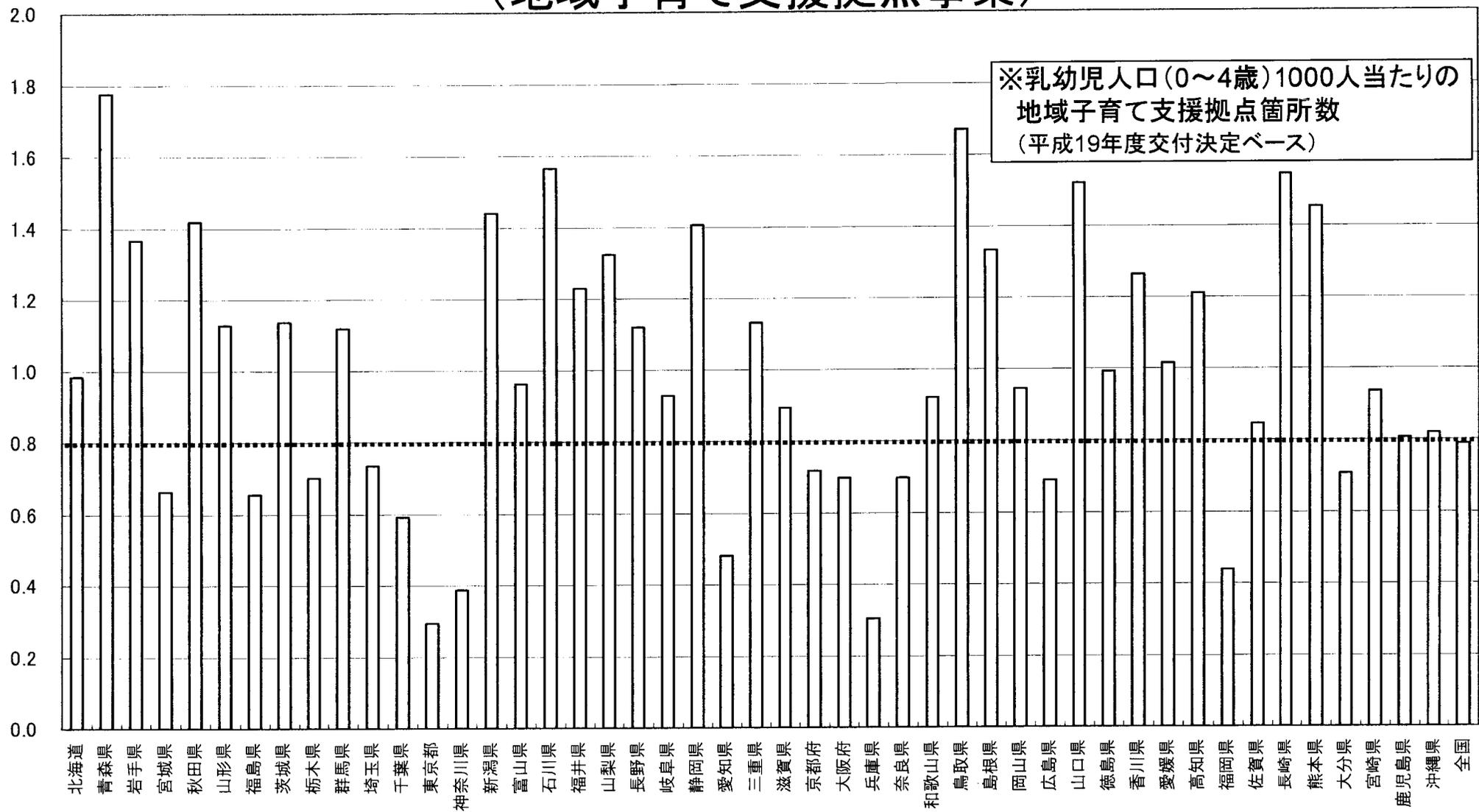
各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況② (一時預かり)

実施割合(%)



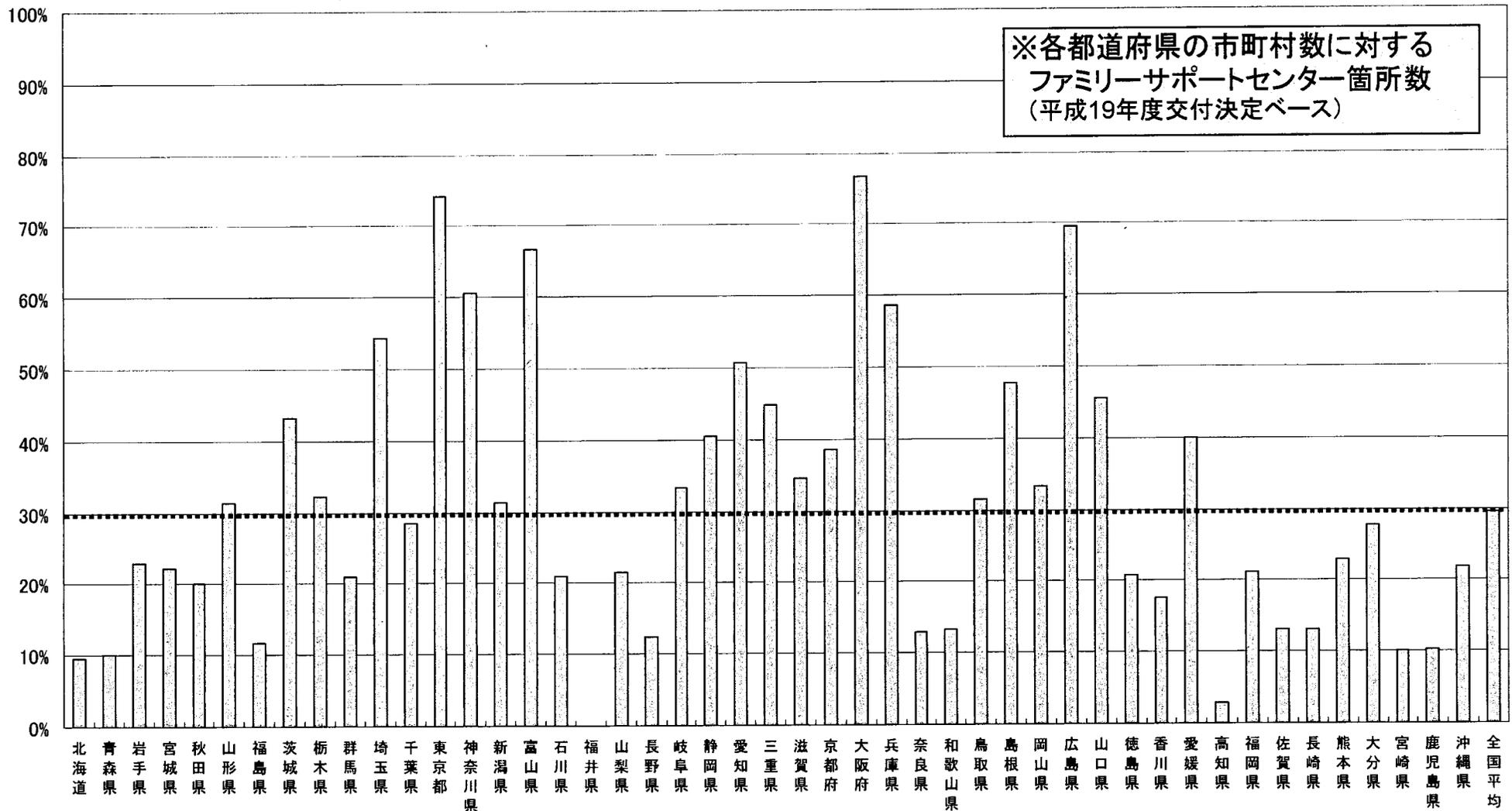
* 1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (地域子育て支援拠点事業)



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)

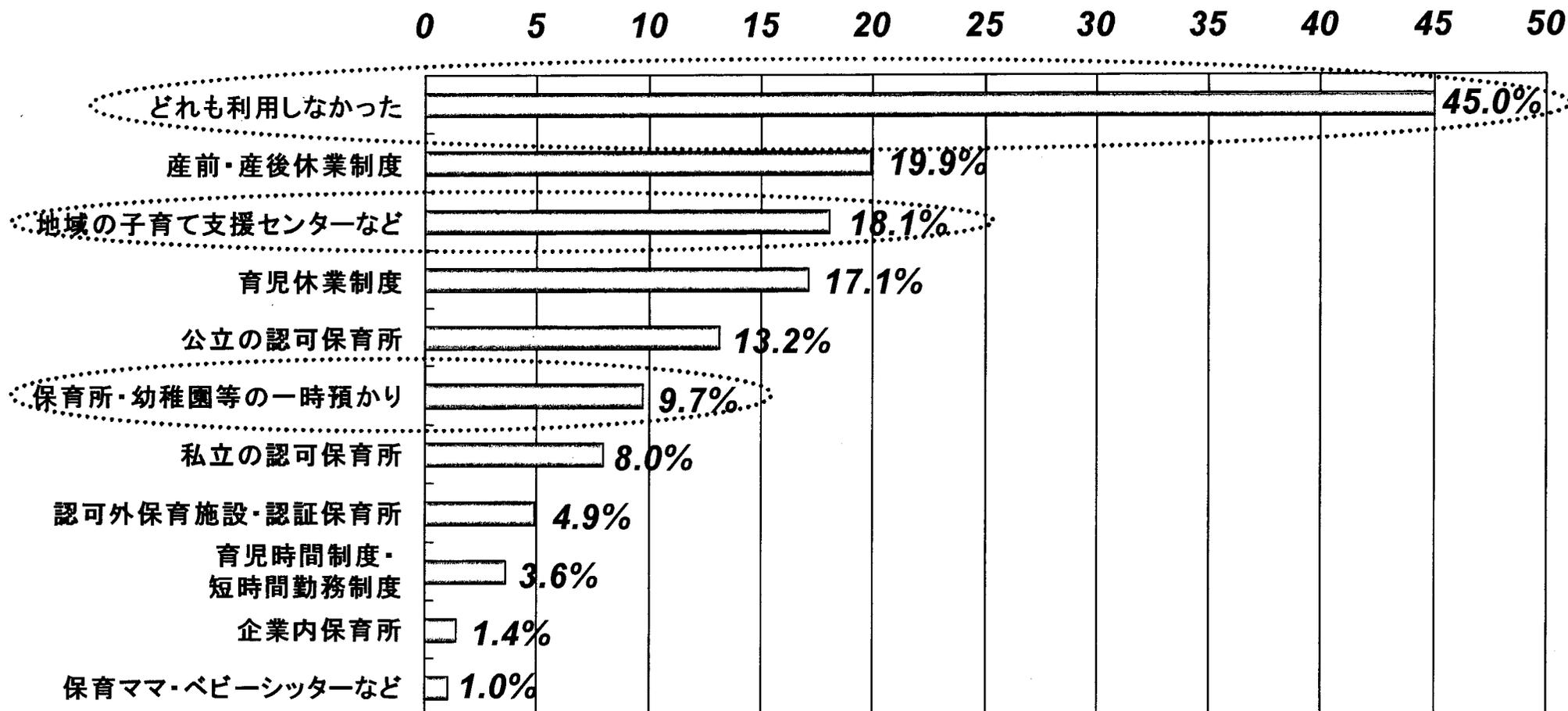


※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

各種子育て支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。

○ 利用したことがある制度・サービス(1歳以上の子どもをもつ初婚どうし夫婦) (%)



(資料) 社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなどっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉並区	就学前の子どもがいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	豊田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転賃支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊婦健康診査健診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金等を差し引いた金額の助成等。			
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
聴覚健診	羽島市 揖保川町 地	新生児聴覚検査費の助成。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て相談室	清安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出会いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

社会保障国民会議 第3分科会

(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会)

中間とりまとめ(平成20年6月19日) (抜粋)

3. (2)地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持っていないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がいないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をはじめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細かに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育て支援のサービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、親自身が、やがて支援側に回れるような循環を地域に生み出し、高齢者も含めた地域の力(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」の活用による世代間交流)などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

検討の視点

- 現行制度では、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっております、その実施状況には地域格差が見られる。一方で、核家族化や、地域のつながりが希薄化する中、とりわけ専業主婦の子育ての負担感・孤立感が高まっていることも踏まえ、新たな制度体系における各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化について、どう考えるか。
 - ※ 他の社会保障制度の例(介護・障害)においても、個人に対する給付とは別に、市町村の事業として位置付けているものがあるが、重要な事業については、必須事業として市町村に実施を義務付けている。
- 特に、保育サービスの必要性の判断基準(「保育に欠ける」要件)の検討において、公費による給付の公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する保育あるいは一時預かりの一定の支援を行われるべきという議論があり、こうした議論も踏まえ、一時預かりの保障の充実について、どう考えるか。
とりわけ、定期的・継続的な子育て支援が得られにくい3歳未満児(幼稚園就園前)をどう考えるか。
- また、一時預かりについての
 - ・ 市町村の実施責任の位置付け ※ 保育については、市町村に実施が義務付けられている
 - ・ サービス利用(提供)方式のあり方
 - ・ 給付(補助)の方式のあり方 ※ 事業者に事業実施費用を包括的に支払う仕組み、利用者個人に着目して給付を行う仕組み等について、どう考えるか。
- 一時預かり事業に対する財政的支援は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とし、サービス量に応じて当然に支出が義務付けられるものではない裁量的な補助金と位置付けられている。
保障を充実し、量的拡大を図っていく上で、財源面につきどのような仕組みとすることが適当か。
 - ・ 財源保障を強化(例えば義務的な負担金)する場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)が求められる
※他の社会保障制度(介護・障害)の例では、給付の必要性・必要量の判断(認定)、利用量に応じた利用者負担などが設けられている。
 - ・ 一方、一時預かりの機能については、保育所や地域子育て支援拠点のような事業所において預かる形態から、ベビーシッターやファミリーサポートセンターの提供会員による預かりなど、実態上様々な形態により担われており、地域の実情に応じた柔軟な取組が行える仕組みが求められる側面もある。

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか。
- その他、多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのような財政支援が求められるか。
 - ※ 次世代育成支援対策交付金は、市町村の事業計画全体に対し、包括的に交付するため、事業毎の配分等市町村の自由度が比較的高い仕組みである一方、国の予算総額の範囲内で、各市町村の事業量等に応じて配分する仕組みであるため、事業実施費用の一定割合の財政支援が保障されるものではなく、また、1/2を市町村が負担する仕組みとなっている。
 - ※ 他の社会保障制度の例(介護)においては、実施が義務付けられている事業(必須事業)のほか、地域の実情に応じた柔軟な取組の実施(任意事業)に対しても、上限額(給付費の一定割合)の範囲内で、事業実施費用の一定割合を国・都道府県が負担する仕組みとなっている。
- 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか。

また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップ支援といった取組の強化が必要ではないか。その他、各種の子育て支援事業の質の向上をどう図っていくか。
- 「基本的考え方」(本年5月)においても、親の子育てを支援するコーディネーター的役割が検討課題とされており、また、保育サービスの提供の仕組みの検討においても、保育の利用に際して同様の役割が必要との議論がなされている。

現行制度においても、市町村に対し、子育て支援事業の利用のコーディネート(あっせん・調整)をする義務が課せられているところであるが、こうした機能を誰がどのように果たしていく仕組みとするか。
- NPOや地域住民など多様な主体が担い手となって、地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援に関わる者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化として、どのような仕組みが考えられるか。

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	資料2
平成20年11月17日	

地域の保育機能の維持向上について

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系的性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

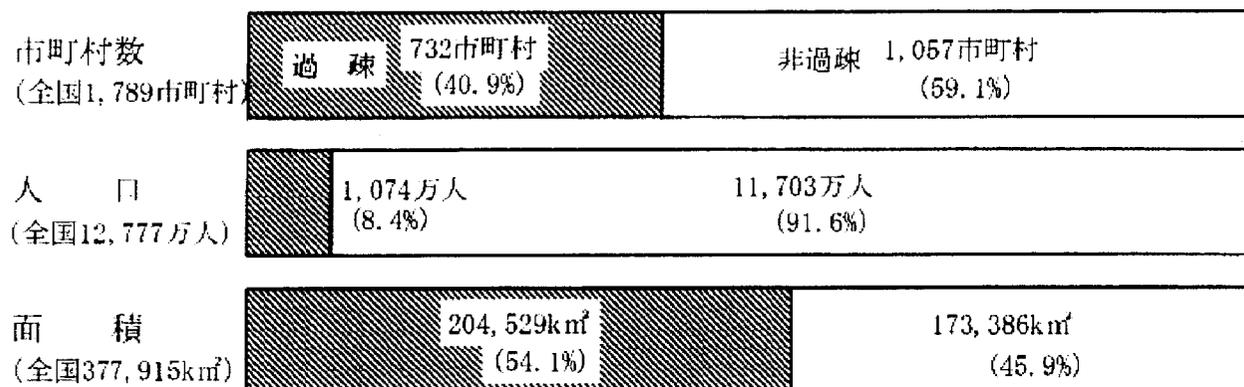
働き方の見直しの必要性

過疎地域の現状①

(過疎地域の現状)

○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



(備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

人口及び面積は平成17年国勢調査による。

2 東京都特別区は1団体とみなす。

《過疎地域の要件》3 () は構成割合である。

○ 「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること

- 1) 昭和35年～平成7年の人口減少率が30%以上
- 2) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率(65歳以上)24%以上
- 3) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率(15歳以上30歳未満)15%以下
- 4) 昭和45年～平成7年の人口減少率が19%以上

*ただし、1)2)3)の場合、昭和45年～平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること(施行令第1条)。

【追加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う(法第32条)。

(1) 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。

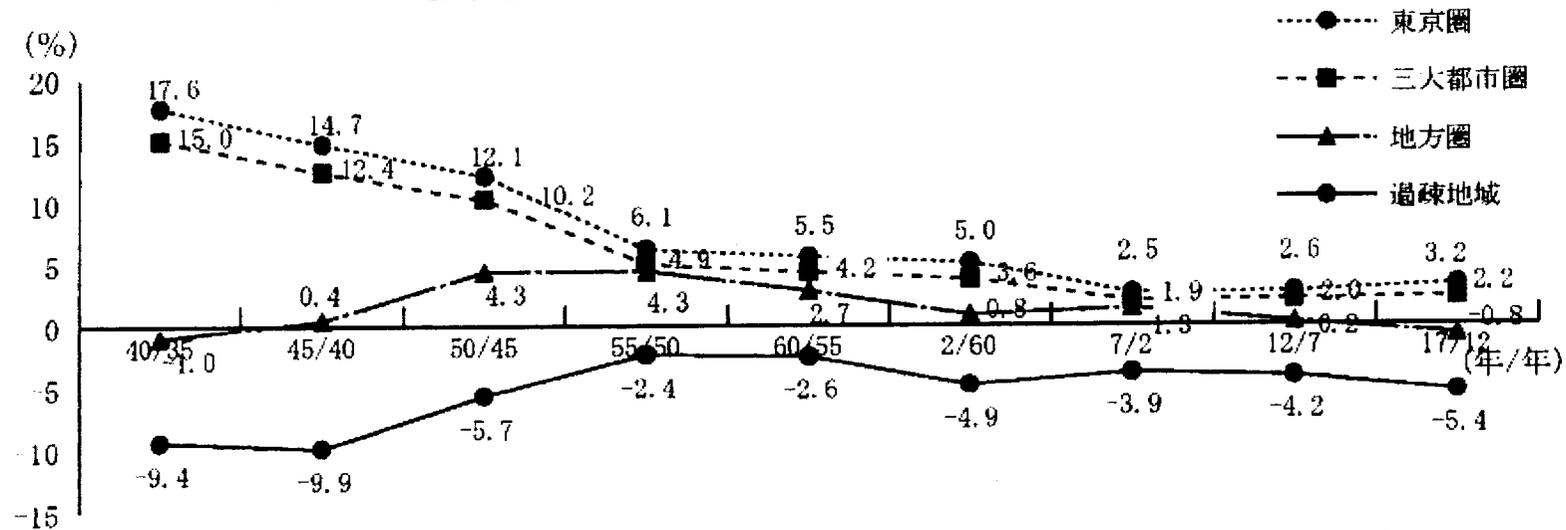
(2) 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

過疎地域の現状②(人口の動向)

(過疎地域の人口の動向)

○ 過疎地域の人口減少率は、昭和35～45年には10%程度と著しく人口が減少していたが、その後人口減少率は低下し、平成12～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

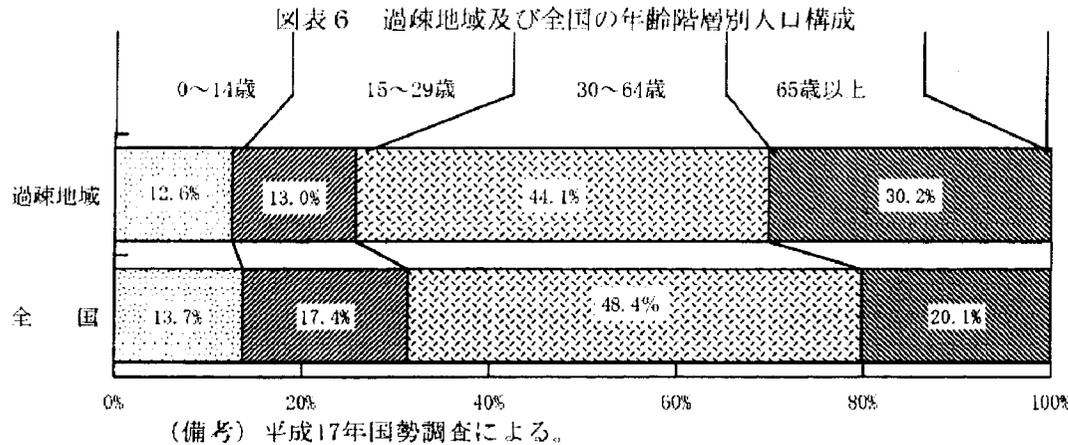
2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県）の区域）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）の区域）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

過疎地域の現状③(人口構成)

(過疎地域の人口構成)

- 過疎地域における年少人口(0~14歳)の割合は、全国と大きな差は見られない。
- 年少人口(0~14歳)の推移は、全国に比べ緩やかではあるが、一貫して減少傾向にある。

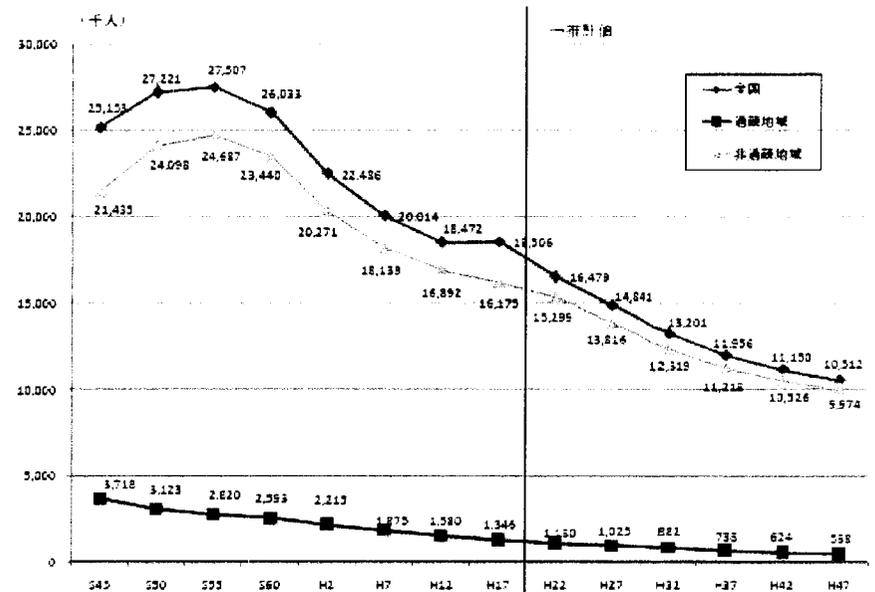


<参考>

圏域	年少人口(0~14歳) (単位:千人)	全国の年少人口に占める 各圏域の割合
全 国	17,521	
三大都市圏	8,407	48.0%
地方圏	9,114	52.0%
(うち過疎地域)	(1,346)	(7.7%)

H17国勢調査より

【図表17 0~14歳人口の推移について】



※備考

①過疎地域は平成19年1月1日時点。
 ②平成17年までの人口は国勢調査による。
 ③全国の推計値は「日本の将来推計人口(平成15年12月推計)」の中間推計による。
 ④国立社会保障・人口問題研究所による。
 ⑤非過疎地域の推計値は、全国の推計値から過疎地域の推計値(年齢別過疎対策室試算)を引いた算出値。

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

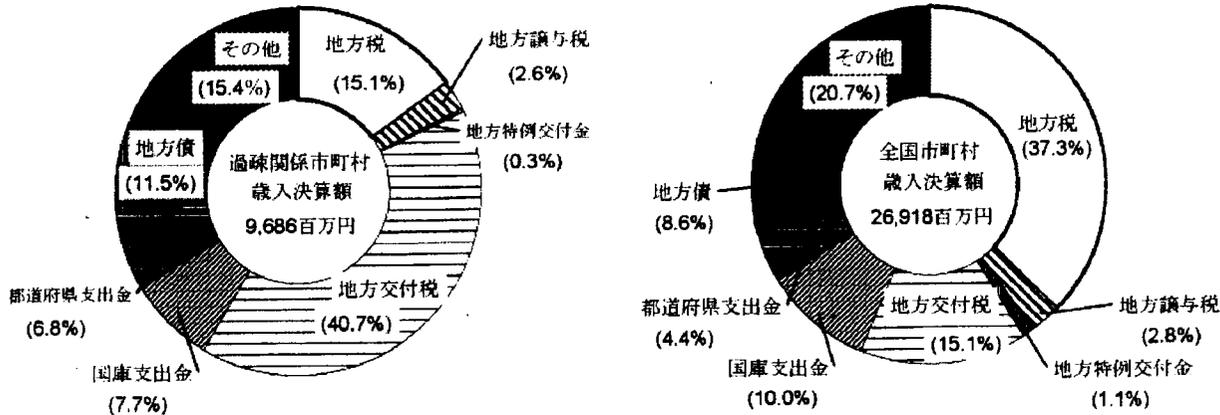
【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】₄

過疎地域の現状④(財政状況)

(財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



- (備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

(備考)

- 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
- 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
- 3 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
- 4 () は団体数合計に対する構成比である。
- 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
- 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数
(単位：団体、%)

区分	平成18年度	
	市町村	
過疎地域	0.1未満	9 (1.2)
	0.1以上0.2未満	233 (31.9)
	0.2以上0.3未満	291 (39.8)
	0.3以上0.42以下	165 (22.6)
	0.42超	33 (4.5)
	計	731 (100.0)
平均値 A	0.25	
全国平均値 B	0.53	
B-A	0.28	

人口減少地域に関連する保育制度の概要①

（小規模保育所（認可保育所））

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	経営主体	公 営		私 営		計	
		実 数 (カ・所)	構成比 (%)	実 数 (カ・所)	構成比 (%)	実 数 (カ・所)	構成比 (%)
～30	人	(613)	(5.2)	(631)	(5.8)	(1,244)	(5.5)
		569	4.9	642	5.7	1,211	5.3
31～45		(1,215)	(10.3)	(842)	(7.7)	(2,057)	(9.1)
		1,190	10.3	874	7.8	2,064	9.1
46～60		(2,155)	(18.3)	(2,635)	(24.2)	(4,790)	(21.2)
		2,073	18.0	2,676	23.9	4,749	20.9
61～		(7,769)	(66.1)	(6,764)	(62.3)	(14,533)	(64.2)
		7,678	66.6	7,018	62.6	14,696	64.6
計		(11,752)	(100.0)	(10,872)	(100.0)	(22,624)	(100.0)
		11,510	100.0	11,210	100.0	22,720	100.0
		(50.7)		(49.3)		(100.0)	

資料 : 社会福祉施設調査報告（平成18年10月1日現在）
 上段括弧書きは、前年10月1日現在

人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

(1) 設置場所が、以下の①～④にあること

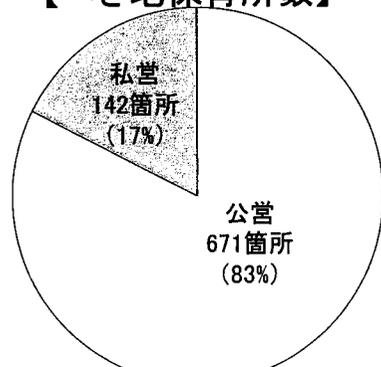
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
- ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特地勤務手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
- ③ ①・②を受けることとなる地域内
- ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内

(2) 設備・運営が以下の基準に合致すること

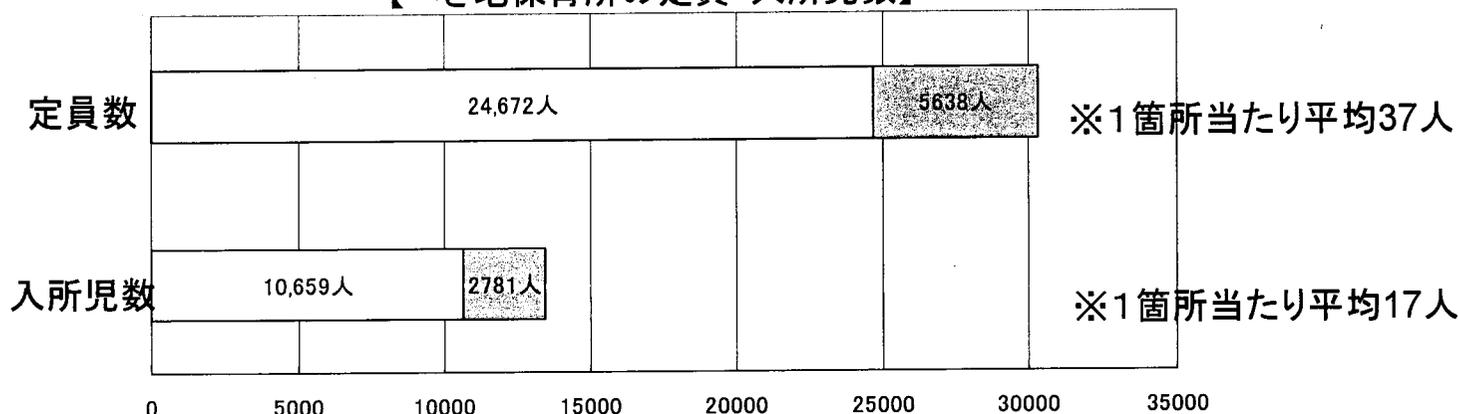
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
- ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
- ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
- ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
- ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
- ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

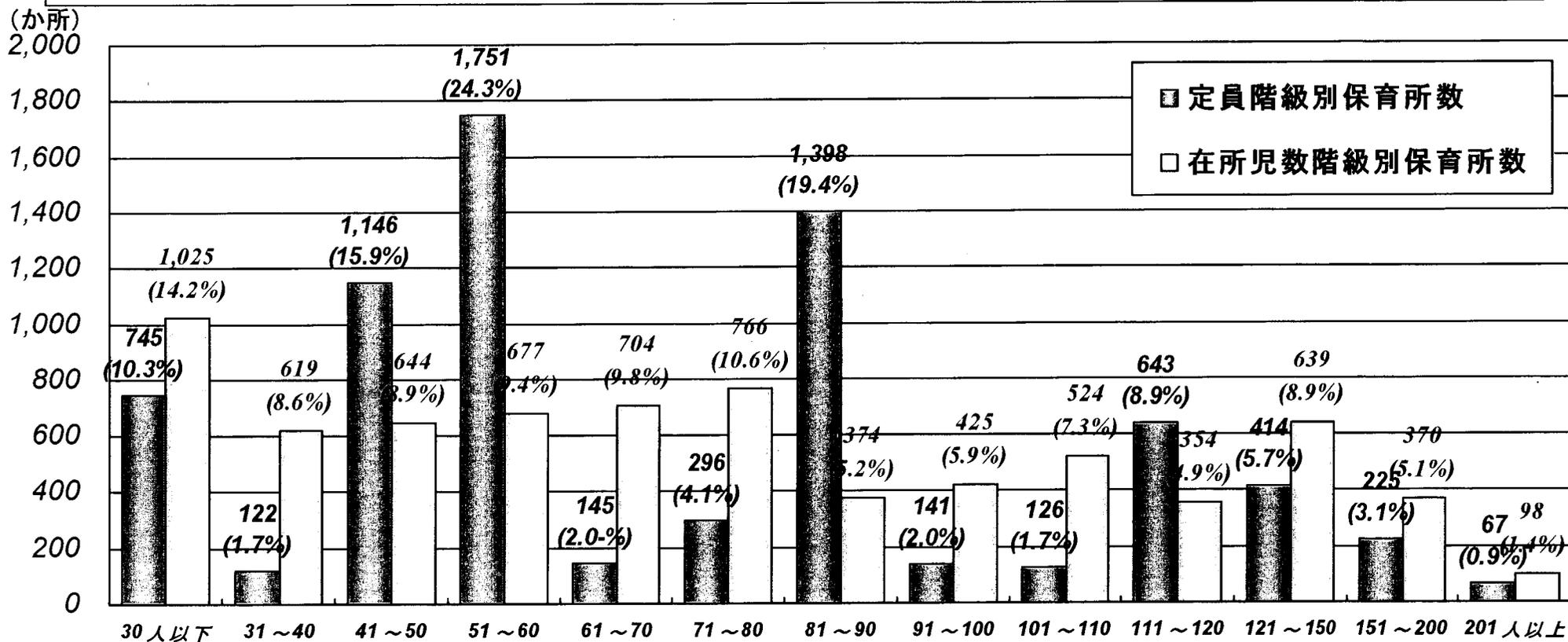


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は676箇所

【出典：平成18年社会福祉施設等調査】

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典) 厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員
規模別分布

定員60人以下：35.3%

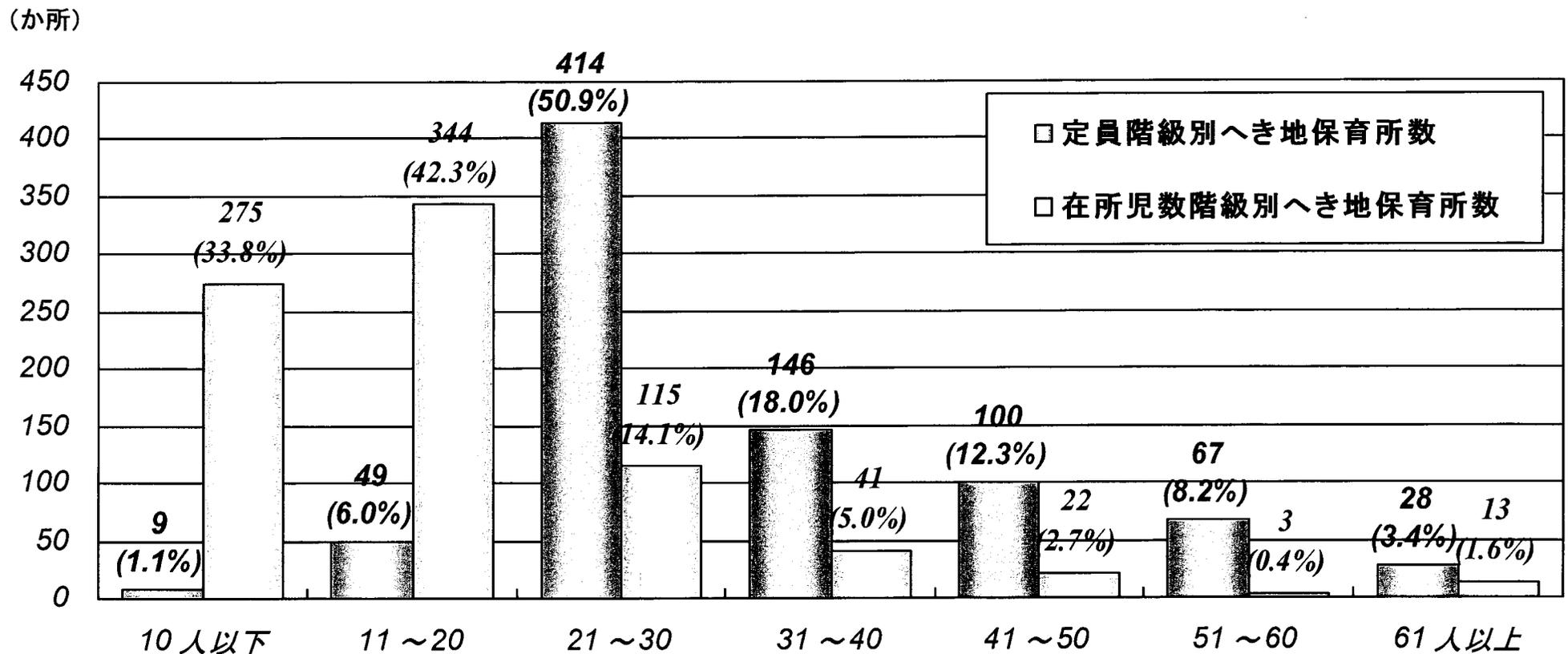
定員61～90人以下：27.6%

定員91～120人以下：22%

定員120人超：15%

へき地保育所の現状② (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

- ①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。
- ②過疎地域は総務省調べ。
- ③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児童数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

(第2回・第3回 保育事業者検討会 委員提出資料(抜粋))

(参 考) ※下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしなが、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

【具体的提案】

1) 「ホーム保育」(家庭的保育)

○中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

○中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

○認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者
職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修・休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などなどの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

2) マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

○妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動

(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3) 実施主体：市町村

4) 補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される。(要検討)
- ・スペース料 等

5) 事業の展開、その他

①既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。

②全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主催し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。

例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」

「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」

検討の視点

- 児童人口が著しく減少した地域を含め、すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点から、地域の保育機能の維持向上の意義を考える必要があるのではないか。
- 認可保育所(小規模保育所)として保育所運営費が支弁されるためには、過疎地域であっても定員20人以上が必要とされている。一方、別の枠組みとして、へき地保育所(認可外保育施設)が平均入所児童数が10人以上で足りるものとして一定の支援対象となっている。また、家庭的保育事業については、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においている。
こうした現行制度と、子ども集団の中での成長を保障する観点を踏まえ、児童人口が著しく減少した地域における定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方をどう考えるか。
- 児童人口が著しく少ない地域については、対象となる子どもの年齢に応じ、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの各種施設を設置することに困難があることも多く、関係者からも、保育所が地域の幅広い子育て支援の中核的な役割を果たしていくことに大きな意義があると指摘されている。
こうした指摘も踏まえ、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての保育所の多機能化を支援する仕組みをどうしていくか。
- 現に過疎地域における保育利用率は全国に比べ高いこと、現行のへき地保育所の入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童についても可能とされていることも踏まえ、児童人口が著しく減少した地域、また周辺に幼稚園がない地域における保育所の機能と、保育の必要性の判断基準をどう考えるべきか。
- 児童人口が減少した地域において、保育を必要とするか否かにかかわらず、子ども集団を保障することが可能な仕組みとして認定こども園制度の活用も考えられるが、新制度における位置付けをどう考えるか。

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会

資料3

平成20年11月17日

情報公表・第三者評価等について

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、その旨

二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ 保育所の保育の方針

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

ホ その他保育所の行う事業に関する事項

四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

五 保育所への入所手続に関する事項

六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③（認定こども園）

○ 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（認定こども園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2（略）

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2（略）

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

○ 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第六章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

市町村による情報提供の例①（金沢市）



金沢子育てお役立ちBOOK コンテンツ

金沢子育て夢ステーション	4	▶
親子の遊び場、集いの場	6	▶
金沢市教育プラザ高樫	8	▶
妊娠・赤ちゃん	10	▶
保育園	14	▶
託児	24	▶
幼稚園	34	▶
相談	40	▶
助成	44	▶
グループ	48	▶
育休・再就職	50	▶
子どもの障害	52	▶
ひとり親	54	▶
子連れスポット	56	▶
体験・参加	72	▶
小学生	76	▶
市子育て支援体系	79	▶
INDEX	80	▶





保育所は、保護者の仕事や病気などのため家庭で保育することができない場合に保護者に代わって乳幼児の乳幼児を保育する児童福祉施設です。金沢市には112カ所の保育所があり、その内訳は市立13カ所、私立98カ所、私立1カ所です。保育所への入所決定、保育料決定はすべて金沢市でおこなわれています。

保育所とは

- 管 轄** 厚生労働省
- 目 的** 日々保護者に代わって児童を保育すること
- 入所対象児** 保護者の就業・病気などの事情により、家庭で保育することができないと認められた0歳から小学校入学前の児童
- 開所時間** おおむね7:00～18:00まで
- 保 育 時 間** 原則1日8時間
- 申 込** 10月から年度当初からの入所申込み時期。年度途中からの申込みは、定員に余裕があれば随時受け付けます。手続きは直接希望の保育所へ

【保育料】

- ▼同一世帯で2人以上入所されている場合
 - ・第2子については、額の2分の1相当額（第1子、第2子が共に3歳未満のとき第2子は3分の1相当額）
 - ・第3子以降については無料になります
- ※幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センター、くれよんはろす、同なかよしはろすに入所・通所している場合も保育料算定対象人数に含まれます。
- ▼所帯税と市民税の非課税世帯で、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のある世帯の場合は、申請により保育料が免除（PS4参照）
- ▼疾病により連続して半月以上欠席した場合、減免あり

この「3人同時入り」の特例は、1児から2児までとされているため、3人以上同時入りの場合は適用されません。



県こども福祉課 図220-2299

こどもすくすくランド

「保育園ってどんなところ？」子どもの健やかな成長、家族の大切さ、子育ての楽しさについて、市民の理解を深めることを目的に開催される年に1度のイベントです。市内の全保育園が、園紹介や子育くろあひの情報を提供します。乳児コーナー、相談コーナー、ゲームコーナー、産品物など、親子で楽しめるイベントが盛りだくさんです。開市社会福祉協議会保育部会 図231-3571



保育料一覧 (参考)平成19年度金沢市の保育料は次のとおりです。



<平成19年度>		3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)
児童区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況		
A編成	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B編成	市民税非課税世帯	2,400円	3,500円
C1編成	市民税均等割の額のみの特例	5,500円	9,500円
C2編成	市民税所得割課税世帯	9,400円	12,400円
D1編成	所得税の額9,000円未満の世帯	13,100円	16,200円
D2編成	所得税の額9,000円以上15,300円未満の世帯	16,600円	19,100円
D3編成	所得税の額15,300円以上45,000円未満の世帯	21,500円	23,600円
D4編成	所得税の額45,000円以上72,000円未満の世帯	23,400円	29,500円
D5編成	所得税の額72,000円以上85,500円未満の世帯	25,300円	35,100円
D6編成	所得税の額85,500円以上126,000円未満の世帯	26,100円	39,500円
D7編成	所得税の額126,000円以上180,000円未満の世帯	27,600円	42,700円
D8編成	所得税の額180,000円以上459,000円未満の世帯	27,600円	45,400円
D9編成	所得税の額459,000円以上の世帯	27,600円	46,300円

※なお、保育料は、年度によって変更されていることがあります。詳しくは、金沢市こども福祉課までお問い合わせください。

認定こども園

保育園と幼稚園のそれぞれの制度を活かしながら、保護者が働いている、いないに関わらず就学前の子どもを受け入れて、幼児教育・保育が一体的におこなわれています。育児の相談や親子の集いの場なども提供しています。

園みやこのもりこども園
 杉木町13-40 (杉木保育園、阪東幼稚園) 図221-6588

各種サービス

【延長保育】

通常時間（7時～18時）を超えてもほとんどの保育園が1時間程度の延長を支援しています。22時まで預かる園もあります。保育園一覧（P19～参照）
 ① 19時頃までおやつ代として100円。
 ② 19時以降は夕食代として300円がかかります。
 （標準料金）

※ 保育園によって若干異なりますので、ご確認ください。

【乳児保育】

産後休暇明けから受け入れてもらえます。
 保育園一覧（P19～参照）



【年末保育】

年末も働いている保護者の方のために12月29日、30日の両日預かってもらえます。
 実施保育園／保育園一覧（P19～参照）
 ※ 幼児保育とは別に年末保育料が必要
 ・3歳未満児 1,700円
 ・3歳以上児 1,300円

【統合保育】

自分の発達に遅れを有するとされる児童で、集団保育が適当と認められる児童を一般の児童とともに集団で預かってもらえます。
 実施保育園／保育園一覧（P19～参照）

【休日保育】 日曜・祝日も出勤する保護者のために児童を預かってもらえます。

※ 下記の園に入所している子ども対象

園名	住所	電話番号
豊前保育園	小瀬町8-23	221-0884
石川麻生保育園	本町1-2-16	233-1649
東の希望園	野町3-1-15	241-4030
東原保育園	東原町8-22	221-6611
五反田二保育園	番付2-5-24	231-3456
双葉保育園	番付2-5-24	231-3456
みどり第二保育園	桂町38-1	286-1711

【休日一時保育】

日曜・祝日に、保護者の病気や養育、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、一時的に子どもの世話が困難になった場合預かってもらえます。（P28参照）

園名	住所	電話番号
中野町保育園 子育てセンター	中野町15-7	241-9837

【一時保育】

保護者が、病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、育児リフレッシュするためなどで預かってもらえます。（P26参照）

【24時間保育】

勤務時など、夜通し勤務している保護者を対象に子どもを預かってもらえます。1児園につき週3回以内で、17時～翌朝9時までの預かりです。日曜から金曜まで実施されています。（当日または翌日が祝日のときは除く）
 ※ 金沢市内の保育園に入所している子ども対象

中野町保育園	【特徴】
	年間を通じて10名程度 （申込）
	申請、登録後、1ヶ月単位で 前月までに申し込み、空きが あれば随時入所可能。 【利用料金】 泊まりの場合2,000円/回 （22:00までは300円/回） （25:00までは500円/回）

【夜間保育】

交番働いている保護者の方々のため、深夜まで預かってもらえます。

※ 下記の園に入所している子ども対象

野町保育園	【特徴】
	保育時間/11:00～22:00 （延長保育 9:00～11:00、 22:00～2:00） 定員/45名
五反田二保育園	【特徴】
	保育時間/11:00～22:00 （延長保育 7:00～11:00） 定員/30名

※ 一般の保育園の入所申し込み時期と方法は同じ、空きがあれば随時入所可能です。別途保育料とは別に延長保育料などが必要です。

【病児保育】

以下の保育園に在籍している児童の病児保育をおこないます。

・ニコニコ保育園 ・光保育園 ・梅光保育園
 ※ 病院受療の病児一時保育（P27）とは別です。

【児童トワイライトステイ（夜間預かり）】

※ 18歳未満の子ども対象
 保護者の仕事が恒常的に夜間におたり、児童の養育が困難な場合預かってもらえます。（P29参照）

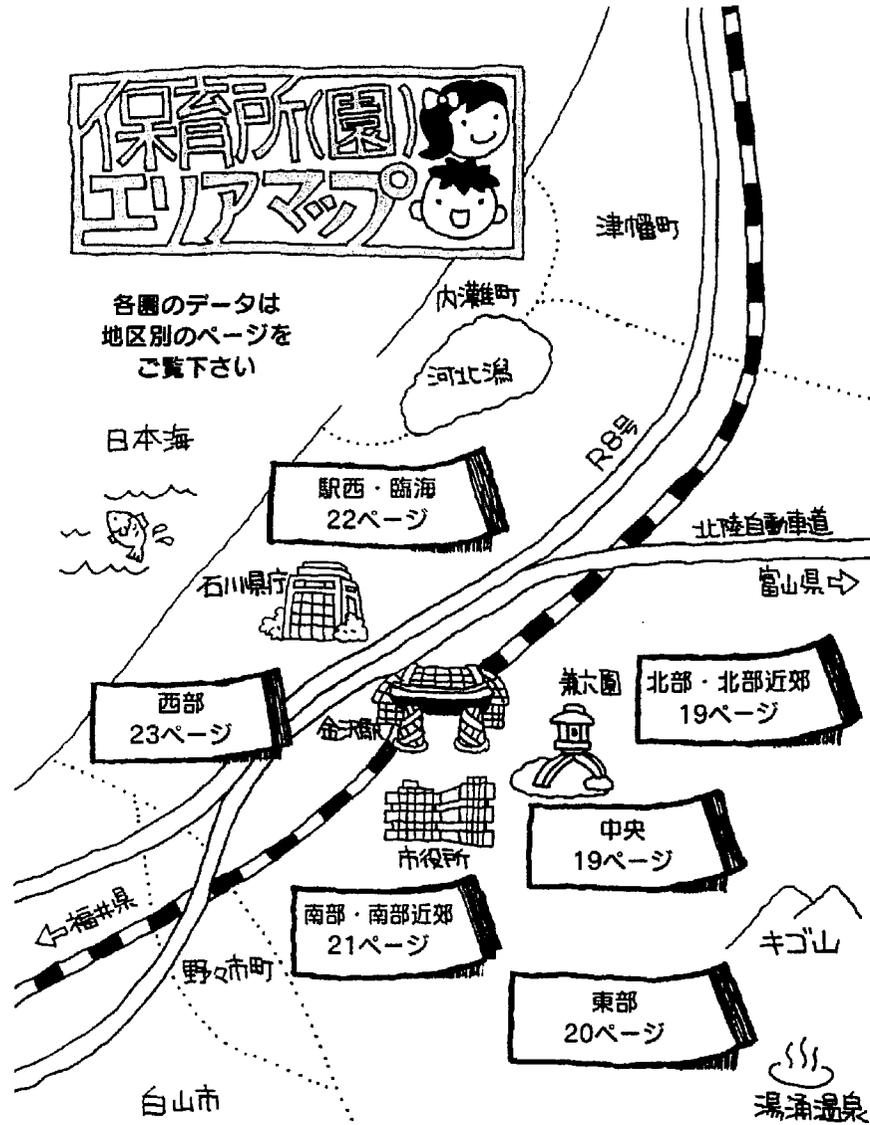
【子育て支援センター】

保育園（園）に併設され、遊び場の提供、育児相談、育児サークルへの支援、妊婦ふれあい教室などがおこなわれています。（P58参照）

【金沢子育て夢ステーション】

身近な子育ての支援拠点として市内の保育園57ヶ所が認証されています。（P4参照）





各園のデータは
地区別のページを
ご覧下さい

※ 保育園(園)は小学校区に関係なく選ぶことができます。
 ※ 記載のデータについては20年度の状況です。
 ※ 一時保育拠点……一時保育を重点的に実施する保育園です。(P26参照)
 ※ その他……子/子育て支援センター、幼/幼児相談室、休/休日保育、休一/休日一時保育
 24/24時間保育、夢/金沢子育て夢ステーション、夜/夜間保育、病/病児保育

保育園(園)一覧

<金沢市中央地区>		マップ	住所	電話番号	経営	開所時間	延長時間	定員	乳児	一時	年未	統合	小学	その他	
<金沢北部・北部近郊地区>															
石川県済生会保育園	F9-101		本町1-2-16	233-1649	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	○	中央 子、体	
双葉保育園	F9-102		香林坊2-5-24	231-3456	社福	7:00~18:00	~22:00	90	2	○	○	○	○	中央 休	
双葉第二保育園	F9-103		香林坊2-5-24	231-3456	社福	11:00~22:00	7:00~11:00	30	2	○	○	-	-	中央 夜、体	
聖霊病院聖霊保育園	F10-104		長町1-5-30	263-5906	社福	7:00~18:00	~20:00	120	2	掲	○	○	○	中央	
長士解保育園	F9-105		長町3-11-17	264-1900	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	掲	○	○	○	中央	
さいび園	F9-106		長士堀1-2-9	231-5460	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	-	○	○	中央 夢	
永井曹長館保育園	G11-107		帯川2-8-13	231-3429	社福	7:30~18:30	~19:00	60	2	○	○	○	○	菊川町	
福蔵町保育園	F8-108		福蔵町8-22	221-6611	社福	7:00~18:00	~19:30	80	2	○	○	○	○	明成 休、夢	
まこと保育園	G9-109		尾張町2-16-86	231-5474	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	味噌 蔵町	
八田保育園	H4-110		八田町東572	258-0333	市立	7:00~18:00	~19:00	106	2	○	○	○	○	森本 夢	
まどか保育園	I5-111		南森本町又139	258-0758	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	○	森本 夢	
まどか第二保育園	H5-112		弥勒町力112	257-1260	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	掲	○	○	○	森本 夢	
双葉保育園	I6-113		吉原町ヨ1	258-0332	市立	7:00~18:00	~19:00	81	2	○	○	○	○	森本 夢	
花園保育園	J3-114		岸川町に46	258-0158	市立	7:00~18:00	~19:00	70	2	○	○	○	○	花園 夢	
宮野保育園	C2-115		宮野町ホ79	257-5404	市立	7:00~18:00	~19:00	40	2	○	○	○	○	三谷 夢	
森山保育園	G8-116		元町1-7-7	252-0448	市立	7:00~18:00	~19:00	95	2	掲	○	○	○	森山町 幼、夢	
たちばな保育園	G9-117		東山2-18-9	252-2662	社福	7:00~18:00	~19:00	45	2	○	○	○	○	森山町 夢	
光保育園	G8-118		神宮寺1-11-15	252-9750	社福	7:00~18:00	~19:00	150	2	○	○	○	○	森山町 子、病	
粟崎谷保育園	I6-119		粟田町丙86-3	258-0721	市立	7:00~18:00	~19:00	79	2	○	○	○	○	不動寺 夢	
浅野保育園	F8-120		京町3-43	252-1550	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	-	○	○	○	浅野町	
かみやち保育園	H7-121		神谷内町へ29	251-1250	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	掲	○	○	○	小坂 夢	
小金保育園	H7-122		小坂町ケ120-4	252-6800	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	小坂 夢	
粟金沢保育園	G7-123		三池町145	252-7814	社福	7:00~18:00	~19:00	180	2	掲	○	○	○	小坂 夢	
山王保育園	I9-124		山王町2-85	252-0135	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	○	夕日寺 夢	
千坂保育園	H6-125		疋田町ハ302	258-1321	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	○	千坂 夢	
馬場保育園	G9-126		東山3-29-22	252-1414	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	馬場	
みずほ保育園	C3-127		二俣町ハ5-1	236-1044	社福	7:00~18:00	~19:00	45	6	○	○	○	○	医王山	

一時保育

※保育園(所)のおこなう未就園児の預かりです。

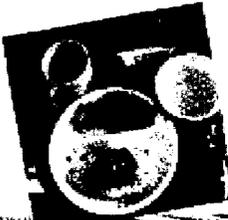
保護者が病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、リフレッシュをするときなどに預かってもらえます。定員や保育所の都合で当日受け入れてもらえない場合もあるので、事前に予定が決まっている場合は、早めに申し込んでおきましょう。

◎各保育所(実施している保育所は保育所一覧(P19)参照)

◎350円/日(標準)

※昼食・園食費等の場合、園食代300円、園食代100円

◎実施保育所、こども福祉課 電話220-2299



一時保育拠点保育所

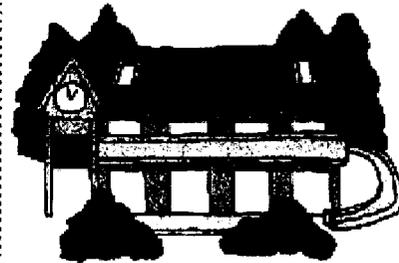
(平成19年4月現在)

金石保育所
森山保育所
三尾保育所
光が丘保育所
八日市保育所
大浦保育園
東金沢保育園
まどか第二保育園
かみやち保育園
真行寺むつみ苑保育所
みなと第二保育園

長土郷保育園
聖雲保育所
泉が丘保育園
龍聖寺保育園
安原保育園
梅光保育園
若松保育園
上野保育園
矢木保育所
材木保育園

※利用料金は一時保育と可決です。

希望する保育所に一時保育を受け入れてもらえなかった場合は、一時保育拠点保育所に問い合わせてください。



病児一時保育

※病院、診療所のおこなう預りです。

子どもが病気になり、保護者が仕事などの都合で世話ができない場合に預かってもらえます。宝沢市では現在5ヶ所の病院・診療所でおこなわれていますが、定員に限りがあるので、場合によってはキャンセル待ちになることもあります。病児の一時的な保育は、民間・市民グループなどでも対応しているところもあるので相談してみましょう。



名称	甲斐通商病院 小児科診療室 (TEL:223-2980)	財生クリニック 1日ケアルーム (TEL:241-8062)	城北病院小児科 (TEL:253-0561)
----	------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------

住所	長町1-6-30	平和町3-5-2	京町20-3
電話番号	223-2980	241-8062(直線) 241-8510(FAX)	253-0561
対象	0歳~8歳(就学前)	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	4名	4名
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)
保育時間	月~土 8:00~18:00	月~金 8:15~16:00	月~金 8:00~16:00
休養日	日、祭休日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/15、12/25	土、日、祭休日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/1、8/15	土、日、祭休日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/1、8/15
●申込	●電話予約。 当日は8:00~、前日予約は 18:00まで受け付けます。(当 日が前日のみの受付)	●前日、または当日にクリ ニック外来受付時、もしくは はばっとルーム直通電話に て申し込み。	●電話予約 (8:00~18:00)

名称	浅井小児科内科 こども診療室 (TEL:262-8551)	初日小児科 (TEL:231-0103)
----	-------------------------------------	-------------------------

住所	荒川1-10-3	片町2-13-13
電話番号	262-8551	231-0103
対象	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	子どもの年齢、状態によります
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	500円/日、5000円/月 ※元金割引、一日割引あり
保育時間	月~金 9:00~17:00	月~日 8:00~18:00(夜間)
休養日	土、日、祭休日 および休養日	
●申込	●事前に浅井小児科内科 診療の受付にある登録用紙を 登録。(初回のみ) ●初日18:00までに登録して、 電話で予約。当日も定員に 達するまでは受け付け可能。	●電話予約が必要で、 施設費が多いときは、受入 ができません。



市町村による情報提供の例②（静岡市）

も く じ

平成20年度 しずおかし 子育てハンドブック



子育てハンドブックはホームページでもご覧いただけます!!
<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kosodatea/khb-index.html>

POLE POLE子育て	
子どもの育ちと子育てのポイント	1～6
赤ちゃんが泣いたときに	7～10
子どもを上手にほめる5つのポイント	10
子どもの病気・事故・けが	11～16
子どもの発達がちよっと気がかりなとき	17～19
絵本を介し、親子のふれあいを!	20
子連れでお出かけ～友だちつくるう～	
地域子育て支援センターってどんなところ?	21～22
つどい広場、子育てサークル	23
中央子育て支援センター（はっと、チャイルド）	24
子育てトークに参加してみませんか	25
児童館	26
あそび・子育ておしゃべりサロン	26
保育園・幼稚園が行う子育て相談・園庭開放	26
保健福祉センターに行ってみよう	27～29
子どもを預けるとき	
保育施設の種類の	30
保育園一覧	31～34
幼稚園一覧	35～40
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育室）	40
ファミリー・サポート・センターってどんなところ?	41
『生き生き子育て緊急サポート』ってなに?	42
幼稚園と保育園の一日	43～44
楽しいよ 放課後児童クラブ	45～46
知っておきたい…手当と助成制度	
児童手当	47
子ども医療費助成制度	48
幼稚園就園奨励費補助	49～50
児童扶養手当	51
交通遺児等福祉手当、母子家庭等医療費助成制度	52
母子寡婦福祉資金貸付制度	52
日常生活支援、ひとり親家庭生活支援	53
子育て短期支援事業（シユートステイ）	54
子育て支援ヘルパー派遣事業	54
子育て優待カード事業	55
こんなときの相談は	56～58
かかりつけ医を見つけよう	59～60
認可外保育施設一覧	68

子連れでお出かけ～友だちつくり～

地域子育て支援センターってどんなところ？

市内14の保育園に設置されている「地域子育て支援センター」では、お子さん連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができるほか、子育ての不安や悩みについての相談にのってもらえることもできます。また、育児講座や保育園の季節の行事への招待などもあります。お近くのセンターをお気軽にご利用ください。

子育て支援センター 北安東

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、水、金曜日 10時～11時30分

〒区北安東四丁目29-24 北安東保育園内 ☎246-1180

子育て支援センター 小百合

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時

〒区上伝馬18-26 小百合キンダーハム内 ☎250-8101

子育て支援センター しずはら

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時～15時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～15時

〒区徳沢109 磯城保育園内 ☎294-0600

子育て支援センター 城東

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 10時～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時

〒区城東24-1 城東保健福祉センター2階 ☎249-3188

子育て支援センター 服織第二

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、火、木曜日 10時～11時30分

〒区北島77-1 服織第二保育園内 ☎278-2256

子育て支援センター 東豊田

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～15時

〒河区国吉田六丁目7-29 東豊田保育園内 ☎261-6455

子どもを預けるとき

お子さんが小学生に入学するまでの間利用できる保育施設や制度には、次のようなものがあります。できるだけ見学をして、預かる時間、保育の内容、利用料や設備等を事前に十分に確認してから利用してください。

★保育施設の種類の

内容	電話番号
<p>○保護者・同居の家族のお仕事や病気などの事情があるご家庭から、日中お子さんをお預かりするとともに、心身の健全な発達を図ります。 〈保育料〉各家庭の前年度の所得により決まります。 〈対象児童の年齢・保育時間〉園により異なります。(P31-34参照)</p>	区役所の保育児童課 または保育園へ (P31-34参照)
<p>○幼児が年齢に応じた楽しい遊びを通じて、総合的な学習をする教育施設です。 〈保育料・児童の年齢・就園時間〉園により異なります。(P35-40参照)</p>	幼稚園へ (P35-40参照)
<p>○保護者の希望に応じて保育をする施設です。保育園・幼稚園では預からない夜間や休日の保育を実施する施設もあります。 〈保育料・対象児童の年齢・保育時間〉施設により異なります。</p>	認可外保育施設へ (P68参照)
<p>○保育園に通っていないお子さんを、下記のような事情があるときに、一時お預かりします。 ①保護者の週に2～3日程程度の就労等 ②保護者の病気・出産・冠婚葬祭等 ③保護者の育児疲れの解消等 〈1日の利用料〉園に直接問い合わせてください 〈保育時間〉(概ね平日の8:30～16:30) 園に直接問い合わせてください</p>	保育園へ (P31-34参照)

★保育園

詳しいことは、福祉事務所保育児童課または各保育園までお問い合わせください。
 (葵区☎221-1095、駿河区☎287-8675、清水区☎354-2358)

公立保育園一覧表(葵区・駿河区)

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員	一時
1 新 富 町	葵区 新富町三丁目21-2	252-2746	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
2 城 東	葵区 城東町34-11	245-5067	4歳~就学前	7:00~19:00	130	◎
3 長 沼	葵区 長沼二丁目18-3	261-1241	産休明け~就学前	7:00~19:00	140	◎
4 上 土	葵区 古土四丁目2-11	261-6044	産休明け~就学前	7:30~18:00	150	◎
5 庄 町	葵区 庄町一丁目79	252-6374	産休明け~就学前	7:00~19:00	100	◎
6 辰 蔵	葵区 山崎一丁目17-1	278-9721	産休明け~就学前	7:30~18:00	120	◎
7 中 塚 科	葵区 大塚237	279-0002	産休明け~就学前	7:30~18:00	70	◎
8 安 倍 口	葵区 安倍町四丁目3-1	296-0345	産休明け~就学前	7:30~18:00	60	◎
9 瀬 名 川	葵区 瀬名川一丁目21-40	262-5940	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	◎
10 服 織 第二	葵区 羽島172-1	278-2217	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	◎
11 安 東	葵区 安東二丁目11-17	245-8227	3歳~就学前	7:00~19:00	60	◎
12 八 幡	駿河区 八幡二丁目15-20	285-4049	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
13 用 宗	駿河区 用宗五丁目18-7	259-2702	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	◎
14 東 豊 田	駿河区 東吉田六丁目7-23	261-6320	産休明け~就学前	7:00~19:00	145	◎
15 小 黒	駿河区 小黒一丁目7-6	285-3718	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	◎
16 登 呂	駿河区 登呂三丁目19-1	285-8592	産休明け~就学前	7:00~19:00	155	◎
17 丸 子	駿河区 丸子二丁目18-32	259-9810	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	◎
18 中 田	駿河区 馬淵四丁目2-29	282-7905	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
19 中 村 町	駿河区 中村町94	281-9832	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
20 下 川 原	駿河区 下川原六丁目9-26	258-5998	産休明け~就学前	7:00~19:00	180	◎
21 富士見台	駿河区 富士見二丁目11-44	282-6188	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	◎
22 東 新 田	駿河区 東新田四丁目1-40	257-0256	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
23 広 野	駿河区 広野六丁目11-1	259-5195	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
24 高 松	駿河区 高松二丁目7-14	237-6740	産休明け~就学前	7:30~18:00	140	◎

★開所時間や定員は変更する場合があります。

★一時保育は安東保育園を除く全園で実施しています。「◎」の園は受け入れ人数の多い園です。(P34参照)

山間地保育園

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員
1 大 河 内	葵区 平野58	293-2332	3歳~就学前	8:00~17:00	30
2 柳ヶ島	葵区 柳ヶ島544-4	269-2004	3歳~就学前	8:00~17:00	30
3 大 川	葵区 大川1239-4	291-2123	3歳~就学前	8:00~17:00	30

認可外保育施設一覧表

平成19年4月1日現在

葵区・駿河区

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
私立ひばり幼児園	葵区上土2-14-40	261-7541
ともえ保育園	葵区上土1-17-95	261-3028
おおぞらキンダーガーデン	葵区北226-1	246-2213
保育所ちびっこランドかわい園	葵区上土2-17-5	208-0881
葵保育園	駿河区有東2-2-22	283-0828
リカセミナー・マイスクール	駿河区下川原2-34	256-2170
保育所ちびっこランド静岡いしだ園	駿河区石田3-18-52	288-7063
保育所ちびっこランド安徳川駅前園	駿河区みどり3-4-8-4	258-6195
〈ベビーホテル〉		
たんぽぽハウス	葵区七間町5-1 303	271-9298
ひよこランド	葵区昭和町8-2 2階	274-0332
静岡市静岡中央子育て支援センター	葵区泉原町2-1-1 3階	254-2287
みんなよいこ	葵区川辺町2-3-8	270-7207
ここは保育サービスセンター	葵区川辺町2-4-13 2階	205-5200
リズムキッズランド	葵区馬場町117-1 2階	254-2687
マザーグース	葵区泉原町2-1-9	221-7388
託児園はるーはうす	駿河区曲金2-4-3	288-2666
東海ホームヘルパー	駿河区八幡4-6-19	285-5070
保育ルーム ゼリービーンズ	駿河区馬淵3-7-14 E号室	265-1027
〈幼児教育〉		
MEKイングリッシュ・プリスクール	葵区北1715-1	247-8826
(有)松浦学園 子供の家	葵区双葉町3-15	252-0687

清水区

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
ビッポ保育園	清水区江尻台町27-24	363-1027
つくしんぼ幼児園	清水区大坪2-14-4	346-4675
南清能愛児園	清水区遠分1-2-23	366-1676
たんぽぽ共同保育園	清水区山原48	366-6842
〈ベビーホテル〉		
静岡市清水中央子育て支援センター	清水区島崎町149-91 清水テルサ1階	355-3311
アイアイチルドレン	清水区奥津東町1234	369-6111

※この名簿には、児童福祉法による設置の届出が完了している施設を掲載しています。

よい保育施設の選び方 十か条

- | | |
|---------------|------------------|
| 一 まずは情報収集を | 六 保育する人の様子を見て |
| 二 事前に見学を | 七 施設の様子を見て |
| 三 見ただけで決めないで | 八 保育の方針を聞いて |
| 四 部屋の中まで入って見て | 九 預けはじめてからもチェックを |
| 五 子どもたちの様子を見て | 十 不満や疑問は率直に |

「よい保育施設の選び方十か条(平成12年12月厚生省)」より

他の社会保障制度における情報提供制度の例①（医療）

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示

等

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項（診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等）
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医〔※広告可能なものに限る〕、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等）
- 医療の実績、結果に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等）

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1	病院の名称	※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2	病院の開設者	
3	病院の管理者	
4	病院の所在地	※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5	案内用電話番号及びファクシミリ番号	
6	診療科目	※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名
7	診療日(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
8	診療時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
9	病床種別及び届出・許可病床数	
(2)病院へのアクセス		
10	病院までの主な利用交通手段	※表記方法は都道府県の任意
11	病院の駐車場	有無
		駐車台数
		有料・無料の別
12	案内用ホームページアドレス	
13	案内用電子メールアドレス	
14	外来受付時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
15	予約診療の有無	※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16	時間外対応	※別表
17	面会の日及び時間帯	
(3)院内サービス等		
18	院内処方の有無	
19	対応することができる外国語の種類	※表記方法は都道府県の任意
20	障害者に対するサービス内容	※別表
21	車椅子利用者に対するサービス内容	※別表
22	受動喫煙を防止するための措置	※別表
23	医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無
		相談員の人数
24	病院内の売店又は食堂の有無	
25	入院食の提供方法	

(4)費用負担等		
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	※別表
27	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
28	治験の実施の有無及び契約件数	報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否	
30	先進医療の実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31	専門医の種類及び人数	※別表
32	保有する施設設備	※別表
33	併設している介護施設	※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容	※別表
35	対応することができる短期滞在手術	※別表
36	専門外来の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
37	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容
		健康相談実施の有無及び内容
38	対応することができる予防接種	※別表
39	対応することができる在宅医療	※別表
40	対応することができる介護サービス	※別表
41	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金
42	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無
		地域連携クリティカルパスの有無
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	

3. 医療の実績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
		外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
		入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置
46	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
		医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		医療事故情報収集等事業への参加の有無	
47	法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49	診療情報管理体制	オーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況	
		ICDコードの利用の有無	
		電子カルテシステムの導入の有無	
		診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50	情報開示に関する窓口の有無		
51	症例検討体制	臨床病理検討会の有無	
		予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
52	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
53	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度の1日平均患者数
		外来患者の数	前年度の1日平均患者数
		在宅患者の数	前年度の1日平均患者数
54	平均在院日数		前年度の日数
55	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

他の社会保障制度における情報提供制度の例②（介護）

介護サービス情報の公表制度の主旨

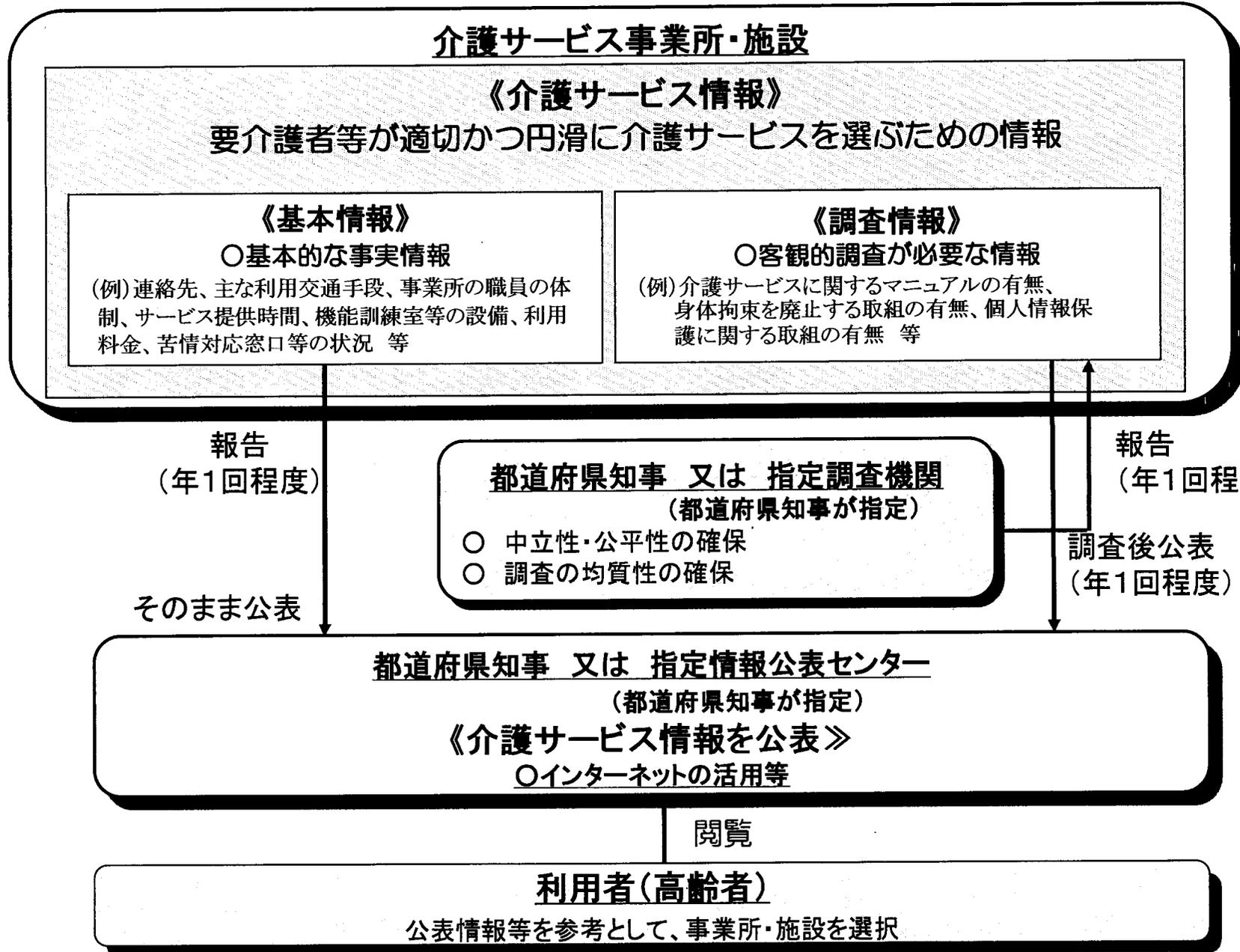
【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
 - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
 - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 介護保険事業所番号
 - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
 - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
 - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
 - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
 - ニ 従業者の健康診断の実施状況
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
 - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の公表事項② 【調査事項】（抄）

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 共通事項（（３）については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、（４）については居宅介護支援を除く。）
 - （１） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （２） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
 - （３） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （４） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況

ロ～ニ （略）

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

- イ 共通事項
 - （１） 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - （２） 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況

ロ～ワ （略）

三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

- 共通事項
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況

四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

- イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - （１） 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
 - （２） 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況

ロ （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項

((1) については訪問介護（中略）に限る。)

(1) 介護支援専門員等との連携の状況

(2) 主治の医師等との連携の状況

(3) 地域包括支援センターとの連携の状況

ロ～ヌ (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

共通事項

(1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況

(2) 計画的な事業運営のための取組の状況

(3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況

(4) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項 ((3) については、訪問介護（中略）に限る。)

(1) 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

(3) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

共通事項

(1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

共通事項

(1) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

(2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況

(3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

社会福祉事業の評価に関する枠組み

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。

◎ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

保育所の自己評価に関する枠組み

○ 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

2. 保育の内容の自己評価

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。（平成16年5月7日）
さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

○ 推進体制

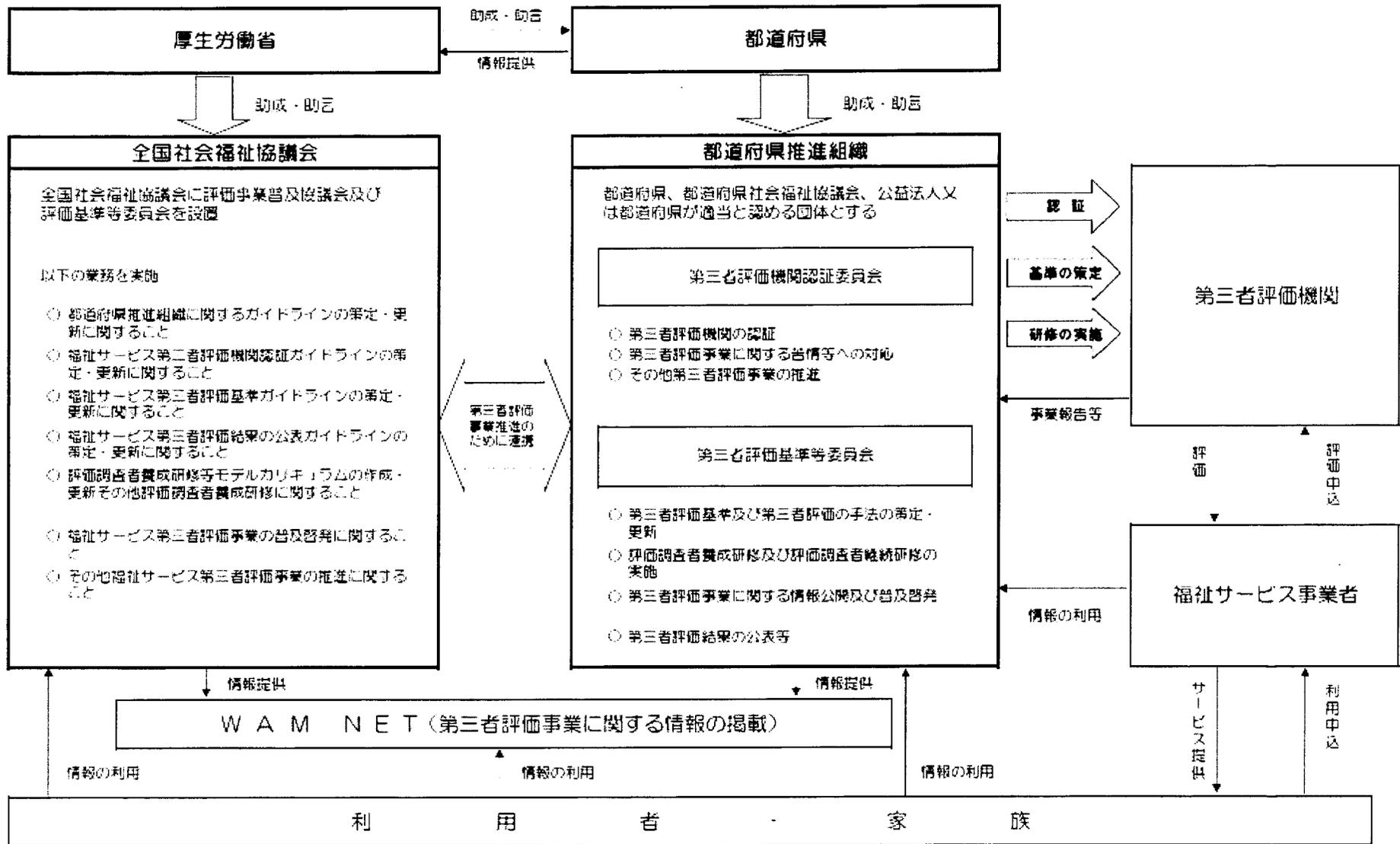
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

	受審件数			受審率		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
社会福祉施設等	1,766	2,155	3,048	1.87%	2.24%	3.17%
うち保育所	529	650	977	2.34%	2.86%	4.28%

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

他の社会保障制度における第三者評価の例（介護の一部サービス）

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価制度について

1 サービス評価制度

(1) サービス評価の義務づけ

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、指定基準上、自己評価及び外部評価が義務づけられている。

① 自己評価

少なくとも年に1回は、都道府県の定める基準に基づいて、自らサービスの

質の評価【自己評価】を行い、その結果を公開する。初回の自己評価は、

開設後、概ね6月以上経過後に実施する。

② 外部評価

自己評価と同様に少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関が実施するサービス評価【外部評価】を受けその結果を公開する。

(参考) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

(第72条第2項) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(第97条第7項) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(2) 評価結果の公表

自己評価及び外部評価の結果について、事業所の組織、建物、利用料、利用者数等とともに公表する。

(評価結果の公表方法)

- ・ 利用申し込みの際の重要事項説明書に添付
- ・ 事業所内での掲示
- ・ 入居者家族への送付
- ・ 市町村への提出
- ・ 運営推進会議での説明
- ・ インターネット(WAMNET)による公開

2 外部評価の概要

(1) 外部評価の意義

外部評価は、第三者による外部評価の結果と、自己評価の結果を対比し考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行う。これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図る。

(2) 頻度

原則、年1回

(3) 評価機関

公正中立な立場で評価を行うことができる機関として、都道府県が選定した法人(自ら評価対象の介護サービスを設置・運営していないこと等が要件)。全都道府県に評価機関が設置されており、平成19年12月末現在で295機関。

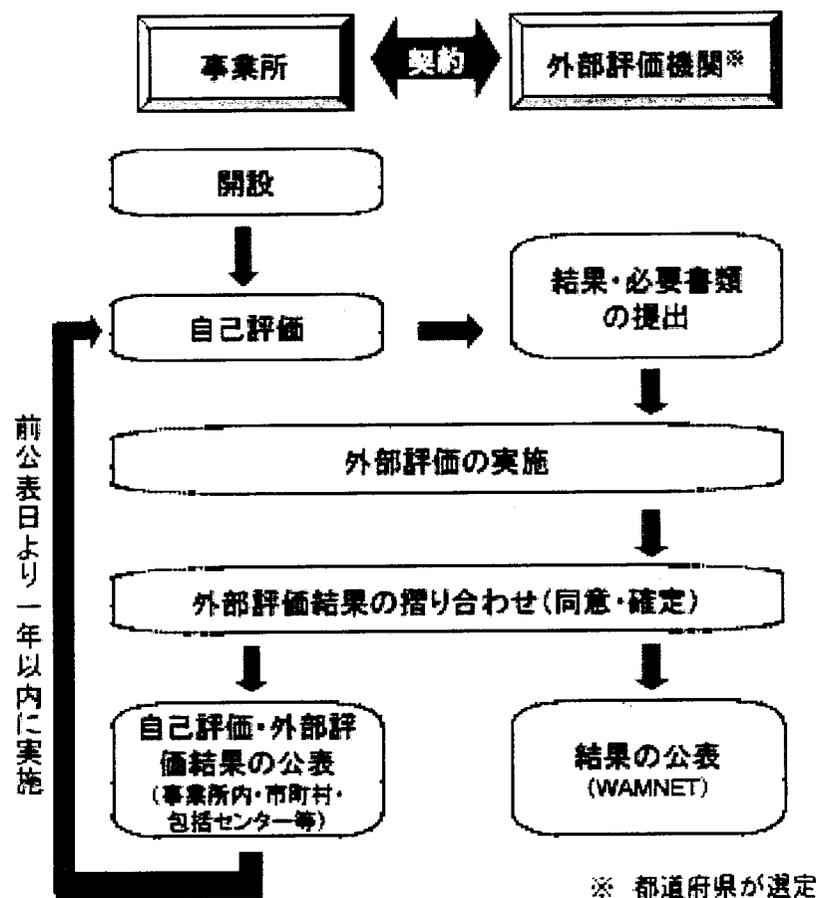
(4) 評価調査員

第三者としての客観的な立場から外部評価を行うことができる者であって、評価機関が実施する所定の研修(講義3日、実習1日)を修了した者。

(5) 評価項目(中項目)

理念の共有／地域との支えあい／理念を実践するための制度の理解と活用
／理念を実践するための体制／人材の育成と支援
／相談から利用に至るまでの関係づくりとその対応
／新たな関係づくりとこれまでの関係継続への支援／一人ひとりの把握
／本人がより良く暮らし続けるための介護計画の作成と見直し
／多機能性を活かした柔軟な支援
／本人がより良く暮らし続けるための地域資源との協働
／その人らしい暮らしの支援／その人らしい暮らしを支える生活環境づくり

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価の流れ



※ 評価の頻度：前評価日より1年以内に実施及び公表
(新規開設の場合、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、その後外部評価を実施)

検討の視点

- 市町村においては、法で義務付けられている地域の子育て支援事業に関する情報提供の取組として、広報、パンフレット、ホームページ、マップ作成等に取り組んでいるが、乳児全戸家庭訪問事業や乳幼児健診、母親学級等の機会や、地域子育て支援拠点事業等を通じ、すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組を一層促していくことが重要ではないか。
- また、その上で、子育て中の家庭が、地域の各種子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備について、子育て支援のコーディネートの仕組みの検討と併せ、進めていくべきではないか。
- 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、
 - ・ 事業者自身による情報公表の仕組み
 - ・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組みの制度的な位置付けや内容をどう考えるか。
＜制度として検討すべき内容＞
実施主体／公的主体による情報集約の仕組み(事業者の報告義務等)／情報提供(公表)の方法／提供する情報の内容／対象とするサービスの範囲
- ※ 他の社会保障制度の例では、
 - ・ 医療においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県が情報を集約しインターネット等により情報提供
 - ・ 介護においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県（又は指定情報公表センター）が情報を集約（一定の情報については都道府県（又は指定調査機関）が調査）し、インターネット等により情報提供
- ※ また、対応可能なサービスの詳細（医療）や、従事者の勤務形態・労働時間や業務経験年数、サービスの質の確保のための取組や、従業者に対する計画的な研修等の実施状況（介護）など、サービス内容や質の向上に関する幅広い内容について、情報提供の対象としている。

○ 第三者評価については、個々の事業者が、サービス提供における問題点を把握し、質の向上を図っていくために重要な仕組みであり、また、評価結果の公表等により、利用者の適切なサービス選択に資するものとしても、一層の充実を図ることが望まれるが、保育所における第三者評価のあり方、受審の促進方策についてどう考えるか。

※ 他の社会保障制度の例では、医療・介護全般は特段、第三者評価の義務付けはなされていないが、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び小規模多機能型居宅介護(いずれも認知症の要介護者を対象)については自己評価・外部評価が義務づけられている。

※ また、医療・介護では、情報提供(情報公表)が義務づけられる項目の一つとして、第三者評価の受審の有無が位置づけられている。

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	資料4
平成20年11月17日	

これまでの議論の項目と 保育サービス全体について

少子化対策特別部会における 保育サービスの提供の新しい仕組みに関するこれまでの議論について (議論の項目)

《検討に際しての前提》

- すべての子どもの健やかな育ちの支援(所得等によって発達保障が左右されない仕組み)
- 保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点
- 保育サービスの提供者と保護者の関係の相互性
- 地域の保育機能の維持・向上の必要性
- 保育サービスの地域性
- 新しい仕組みの導入には、「量」の保障と「財源の確保」が不可欠

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

(参考)

こうした議論の出発点 ～『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』における議論～

急速な少子化の背景

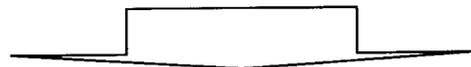
- 国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できないでいる現状
- とりわけ女性にとって、「就労」と「出産・子育て」が二者択一になっている状況
- … この状況が続けば、国民が希望を持つことさえ難しくなるおそれ



子育ての困難さの解消を図り、すべての子どもの健やかな育ちを支える必要



「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立・家庭の子育てを包括的に支援するサービス基盤の構築」の2つを「車の両輪」として進める必要



子どもと親を取り巻く社会環境が大きく変化した今日において、子育て支援サービスの中核を担う現在の保育制度が、国民にとって欠かせないサービスとして、社会環境の変化に十分に対応した機能を果たせるようにするための見直しが必要。

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い
- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量
- 同居親族要件のあり方
- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容
- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)
- その他

3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の使途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

5 保育サービスの質(1) (議論の項目)

- 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築
- 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方
- 保育所職員の配置基準のあり方
- 保育士の養成・研修のあり方
- 保育士の労働条件の整備・改善
- 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方
- その他

6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題
- 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保
- 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点
- 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)
- 保育士資格要件の必要性
- 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上
- 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い
- その他

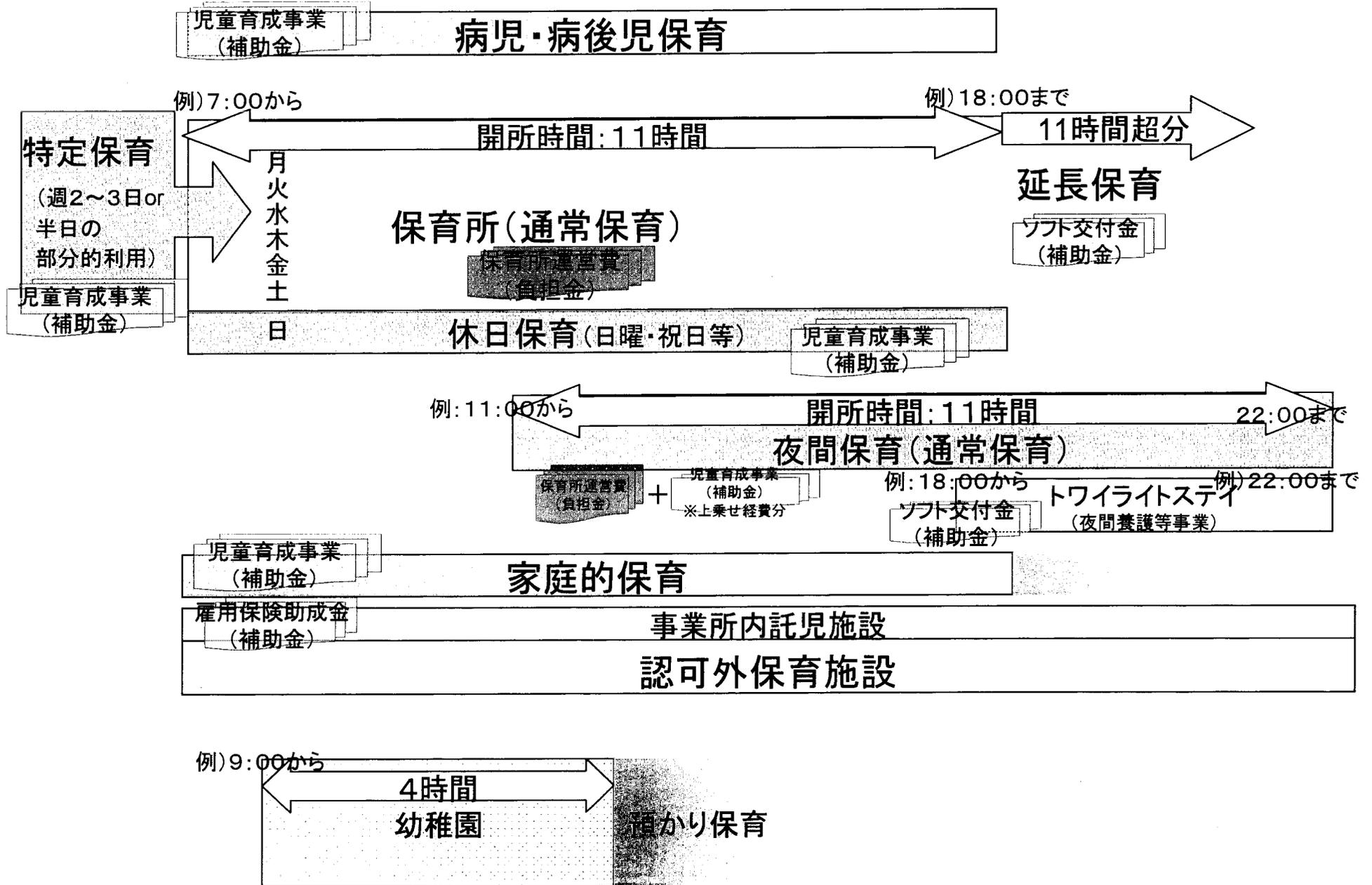
7 すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて（議論の項目）

- 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化
- 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方
- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策
- その他多様な子育て支援事業についての財政支援のあり方
- 各種子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、質の向上に向けた研修やバックアップ支援の取組の強化方策
- 親の子育てを支援するコーディネータ的機能に関する仕組み
- 地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策

保育サービスの全体像

時間軸: (早朝)

(深夜) →



多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在))。

検討の視点

◆ 延長保育関係

- 仮に、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障する場合、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みが必要ではないか。

また、長時間労働など働き方の見直しも同時に進められるべきであることも踏まえ、保障すべき上限量についてどのように考えるべきか。【一部再掲(第12回(9/30)の検討の視点)】

- 保障すべき上限量を超えた利用について、働き方の見直しが進められるべきである一方で、現にやむを得ず長時間労働せざるを得ない親がいることも踏まえ、どう考えるか。(完全に全額利用者負担であるべきか、保障すべき上限量の範囲内よりも、利用者負担の割合を高めた上で、一定の支援を行うべきか等。)

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係

- 現行制度は、開所日数(日曜・祝日以外の週6日)・開所時間(11時間)に着目して保育サービスを区分し、これらの通常の開所日数・開所時間では対応できない特別の需要として、休日保育や夜間保育等を位置付けた上で、

・ 市町村自らこれら事業を実施した場合

又は、

・ 市町村が認可保育所における事業実施を助成した場合

を国庫補助の対象とし、市町村による実施又は助成の判断を経て、保護者にサービスが利用される仕組みとなっているが、今後、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障し、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることにより、連続的にサービス保障しやすい仕組みとなるのではないか。

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係(続き)

- 一方で、休日保育や夜間保育は、利用者が限られ需要が分散しているため、市町村に対する計画的な基盤整備の仕組みを併せて検討する必要があるのではないか。

◆ 病児・病後児保育関係

- 病児・病後児保育については、200万人を超えるすべての保育所利用児童に利用可能性があるサービスであるにもかかわらず、実施箇所数が著しく少ない。働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが当たり前になる社会を目指すべき一方で、現に欠勤することが困難な状況にある親もおり、その実施箇所数の拡充は不可欠な課題であるが、安定した利用が見込める他サービスと異なり、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質を持っている。

こうした特質も踏まえ、実績を評価しつつ安定的運営も配慮した補助のあり方や促進方策をどう考えるか。

※社会保障国民会議第3分科会中間とりまとめ(平成20年6月) 別紙(抜粋)

背景

- 病児・病後児保育サービスが不足している。
- 看護休暇を取ることが難しい。

解決の方向性

- 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。
- 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。
- ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。
- 使いやすい看護休暇制度の検討。

参考資料

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

② 実施状況

・実施箇所数:15,076箇所(H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

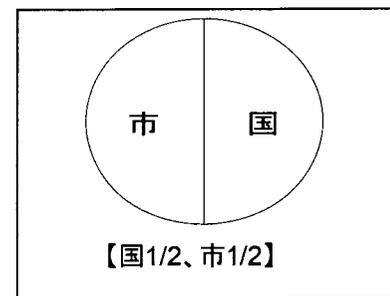
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。))。

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育：日曜・祝日等の保育を行う事業（※年間を通じて開所する保育所が実施）
夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業（※開所時間は概ね11時間）

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育：875箇所、 夜間保育：74箇所（H19年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（保育所）及び市町村の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する控組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

（※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。）

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育:63~220.5万円(利用児童数に応じた実績払い)

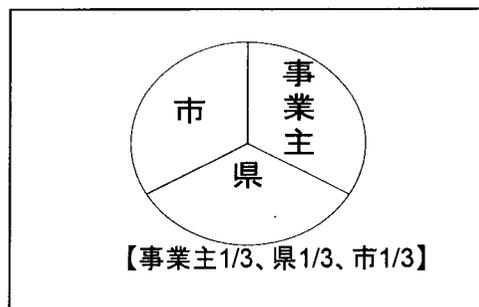
夜間保育:150万円 (注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育:約29.2億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約14.6億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)※残余は利用者負担

特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 927箇所（H19年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

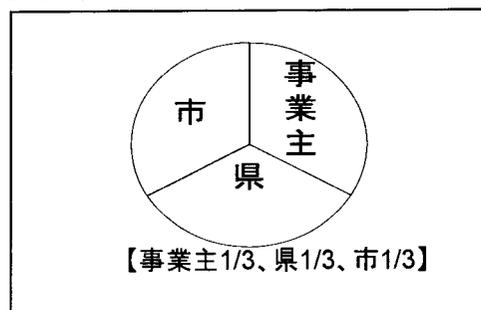
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約58億円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 約29億円 ※残余は利用者負担

家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:99人 (H19年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース) ※H20年度予算で利用児童数を2,500人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。

(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

② サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、必要に応じて連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員(家庭的保育支援者)を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:54,300円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約470万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:180万円(家庭的保育者10人を支援する場合)(年額)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

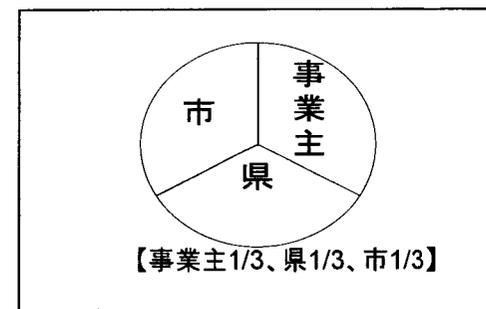
右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約38億円 (H20年度予算ベース)

《公費負担総額》 約22億円 (H20年度予算ベース) ※残余は利用者負担



病児・病後児保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

- 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業
- 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業
- 《体調不良児型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 745箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する控組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

- 次世代育成支援対策施設整備交付金(保育所付設の場合)
- 医療提供体制施設整備交付金(病院付設の場合)

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等
《体調不良児型》 当該保育所の児童

② サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等1名以上、保育士2名以上(定員4人以上の場合)
《体調不良児型》 看護師等1名以上

○ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

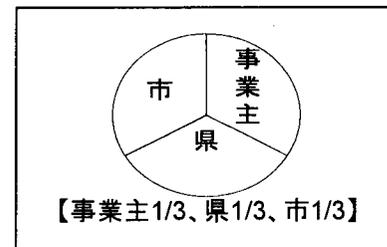
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 病児対応型848万円(定員4人以上の場合)／病後児対応型679万円(定員4人以上の場合)
体調不良児型441万円 (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約139億円 (H20年度予算ベース)
《公費負担総額》 約81億円 (H20年度予算ベース) ※残余は利用者負担